

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 1 3 日

午前 9 時 0 0 分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

嶋 田 善 行

委 員 長

飯 高 昭 二

副 委 員 長

小 林 誠

出 席 委 員

吉 野 俊 明

伴 吉 晴

木 澤 正 男

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

西 本 喜 一

総 務 課 長

黒 崎 益 範

企 画 財 政 課 長

面 卷 昭 男

住 民 生 活 部 長

乾 善 亮

福 祉 課 長

植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 長

寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

住 民 課 長

清 水 昭 雄

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

川 端 伸 和

観 光 産 業 課 長

清 水 修 一

都 市 整 備 課 長

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

野 崎 一 也

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係

長

安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○飯高委員長 皆さん、おはようございます。

ただ今から、再開し、直ちに本日の会議を開きます。

きのうに引き続き、第4款衛生費について、説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 おはようございます。

第4款衛生費につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

第4款衛生費でございますけれども、歳入歳出決算書の102ページをごらんいただきたいと思います。102ページの第4款、中段でございますけれども、第4款の衛生費、全体の決算額は、予算現額が9億4,269万9,000円に対しまして、8億7,023万6,423円の執行で、執行率は92.3%でございます。

主要な施策の成果報告書でございますが、160ページから198ページにかけてでございます。

それでは、160ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費でございます。予算現額が1億4,571万7,000円に対しまして、決算額1億4,490万1,629円、執行率が99.4%でございます。

健康づくりの意識啓発と活動支援でございますが、食生活改善の普及啓発を図るため、食生活改善推進員と連携を取りながら食育の推進に努めたところでございます。また、保健・福祉・医療の連携と充実につきましては、住民の健康増進と健康意識の向上を図るため、町医師会、歯科医師会や栄養士会などの各種団体と連携を取りながら、乳児から高齢者までの予防接種や健診など、健康づくりのための支援に努めたところでございます。また、王寺周辺広域休日応急診療施設組合との連携を図るとともに、休日応急診療体制の充実に努めたところでございます。

次に、162ページの第2目感染症予防費でございます。予算現額9,472万4,000円に対しまして、決算額8,786万1,805円、執行率が92.8%でございます。予防・相談体制の充実の高齢者インフルエンザ予防接種の実施では、平成23年度はインフルエンザの大きな流行がなかったこともございまして、接種者は4,021人で、接種率は56.5%となっております。

次に、163ページの日本脳炎予防接種の実施では、接種勧奨の差し控えにより受けることができなかった平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの人については、20歳未満まで接種できる特例措置が行われました。積極的勧奨の対象である3歳、4歳児には、健診や相談、訪問時において、また、小学3年生と4年生には個人通知を行

い、接種勧奨に努めました。

次に、１６４ページでございます。ポリオ予防接種の実施では、不活化ワクチンの導入が検討されていたことから、経口生ワクチンの接種を見合わせる人がふえ、昨年度に比べて接種率が低くなっております。

次に、１６５ページの細菌性髄膜炎予防接種（ヒブワクチン）の実施、また、次のページの１６６ページでございますが、小児肺炎球菌ワクチン予防接種の実施では、生後２か月から６０か月未満までの乳幼児を対象に実施し、それぞれ予防接種費用の全額助成を実施をいたしました。

また、子宮頸がんワクチンの予防接種の実施では、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンと同様、費用の全額助成を、中学１年生から３年生までの女子を対象に実施をいたしましたが、今年度は、ワクチン不足等により、高校１年生まで接種対象者を拡大いたしております。

次に、１６７ページの第３目、母子衛生費であります。予算現額が２，８２２万３，０００円に対しまして、決算額２，６５２万７，６７４円、執行率が９４．０％でございます。母子保健事業では、安心して産み育てるいかるがっ子プラン・斑鳩町母子保健計画に基づき、親の育児力を高めるとともに、子どもの健やかな成長・発達を支援するための保健事業に努めたところでございます。

まず、健康づくりの意識啓発と活動支援の思春期保健の推進では、２３年度より、町教育委員会事務局や中学校と連携し、中学生を対象に母性・父性を養うきっかけとし、自分の体を大切にすることができるよう、助産師や産婦人科医による講演会を行いました。

母子保健推進活動の支援では、保健事業を通して妊娠期から親とのかかわりを持ち、親が孤立することなく安心して子育てができるようにサポートをするのと、保健センターと協働した活動をしている母子保健推進員の支援に努めたところでございます。母子保健講座の実施では、言葉の発達や子どもとのかかわり方についての相談が多いことから、これらのテーマにした言語聴覚士等による講演会を行いました。

次に、１６８ページでございます。予防・相談体制の充実の乳児健診の実施では、利便性を考慮し、かかりつけ医でも健診が受けられることとし、健診後は、医療機関からの結果をもとに、経過観察を必要とする児に対しては保健師が担当医と連携を取りながら、発達を促すためのかかわり方や授乳、離乳食等の指導を行い、育児支援に努めたところでございます。

次に、１６８ページから１６９ページの１歳６か月健診と３歳児健診では、経過観察を必要とする児の割合が年々ふえてきているため、臨床心理士による発達相談の機会をふやし、相談体制の充実を図り、保護者の育児不安の軽減に努めました。

新生児訪問の実施では、出産直後の不安の高い、早い時期に訪問することにより、授乳指導や個々の産後の回復状況の応じた具体的な指導を行い、母親の育児不安の軽減に努めたところでございます。

次に、１７０ページでございます。パパ・ママスクールの実施では、助産師による講義を行い、内容の充実を図っております。

１７０ページから１７１ページにかけての子育て教室の実施につきましては、親の育児力の向上を目指し、子どもの成長発達に応じた教室を開催いたしました。２歳児以降の母親が参加するちびっこサークルでは、親の育児不安の軽減につなげるため、教室終了後に参加者が自主的に集まり情報交換を行えるよう支援したところでございます。また、母子が遊びを通して子どもとふれあいながら、親としての自覚を高めるとともに、子どもの成長発達を理解できるよう、パパと遊ぼうや双子クラブを実施をいたしました。

次に、１７２ページでございます。妊婦一般健康診査の実施では、健康診査の受診券を１５回分発行し、平成２３年度より１人当たりの健診費用の助成額を１万円増とし、９万７，５００円を助成し、経済的な負担の軽減を図り、子どもを生ま育てやすい環境づくりに努めたところでございます。

次に、食育の推進につきましては、食の大切さを知り、いつまでも健康に過ごすための充実した食生活の実現を基本方針とし、目標とライフステージの具体的な取り組みを定めた食育推進計画を策定いたしました。

次に、１７３ページの２歳６か月児健診の実施では、平成２３年度に対象者に個人通知を行うとともに、歯科健診だけでなく育児相談や身体計測を行い、受診率の向上に努めたところでございます。

乳幼児訪問指導の実施では、おおむね６か月以上、１歳６か月までの乳幼児のいる家庭に訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、必要に応じて指導を行うことにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、育児不安の軽減を図りました。特に、健診の未受診者に対しての受診勧奨に努めたところでございます。

保健・福祉・医療の連携と充実の産婦人科一次救急医療体制の整備では、安心して妊娠・出産できる体制を確保するため、周産期医療体制の充実を図りました。

次に、１７４ページでございます。第４目の健康増進事業費であります。予算現額３，

954万1,000円に對しまして、決算額3,607万4,897円、執行率91.2%でございます。

健康増進事業では、斑鳩町健康増進計画に基づき、各種保健事業を実施しております。

健康づくりの意識啓発と活動支援の、健康教育の実施では、生活習慣病予防を目的とした健康診査の実施の必要性を伝えるとともに、重篤な合併症を引き起こすことの多い糖尿病に着目し、健康づくりの講演会を開催いたしました。

また、健康教育では、歯の健康教育やはつらつ運動教室、メタボリックシンドローム予防教室、糖尿病予防教室などを実施し、保健師・栄養士・健康運動指導士、歯科衛生士により、住民一人ひとりに合った具体的な生活習慣の改善の方法について指導を行い、行動変容につながるよう努めたところであります。

次に、175ページの保健センターサポーターの養成では、地域の健康づくりについて、また、一人ひとりが主体性をもって健康づくりに取り組み、さらに地域での健康づくりを推進するため、保健センターと協働して活動できる保健センターサポーターを養成したところでございます。

次に、176ページでございます。予防・相談体制の充実といたしまして、健康診査の実施では、40歳以上の生活保護受給者や年度途中に加入保険がかわり、健診を受ける機会の少ない人を対象に健康診査を実施いたしました。検診結果により、メタボリックシンドロームに該当する人や予備軍の人に対しましては、生活習慣の改善を図るため、保健師・栄養士などによる個別相談、あるいは指導や教室への参加を勧め、生活習慣病の予防の支援に努めたところでございます。

また、各種がん検診におきましては、検診方法は受診者の利便性を考慮し、集団検診と個別検診の両方で実施をしております。6,513人が受診され、がんと診断された方は、大腸がん4人、胃がん2人、乳がん2人、子宮がん2人、前立腺がん3人となっております。

乳がん・子宮がん検診につきましては、平成21年度からの継続事業として、女性特有のがん検診推進事業を実施し、国の補助を受け、20歳から40歳までの5歳刻みの節目の人に、子宮がん検診無料クーポン券とがん検診手帳を、それから40歳から60歳までの5歳刻みの節目の人に、乳がん検診無料クーポン券とがん検診手帳を送付して、受診勧奨に努めております。

また、大腸がん検診につきましても、平成23年度から、がん検診推進事業として、40歳から60歳までの5歳刻みの節目の人に無料クーポン券とがん検診手帳を送付し

て、受診勧奨に努めたところでございます。

昨年の決算審査の委員会や決算監査の意見書でも、健診等の受診率に関してご指摘をいただいておりますが、受診対象者の健康に対する意思や意欲を高めていく方策について、これまでも啓発等やってまいりましたが、これからもさまざまな機会を捉えて広報し、健診に関する特集を組むなどして、継続して啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、現在、保健センターで各種の予防接種や健診を受けていただくよう啓発を行っていただいております保健センターサポーターをふやしていきまして、健康づくりの推進委員として、地元の地域の各種予防接種や健診の啓発活動を行っていただき、一人ひとりの健康づくりの支援をしていく中で、予防接種や健診の受診率の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次に、１７８ページでございます。歯周疾患検診の実施では、４０歳以上の人を対象に実施をしております。歯周疾患は、中高年以降、歯の喪失の原因となっております。この疾患は、糖尿病などの生活習慣病の要因となることから、早期に発見し治療することが大切であるため、４０歳と５０歳の人に個人通知を行うとともに、各種がん検診の結果通知をする際に受診案内を同封するなど、受診勧奨に努めたところでございます。

次に、１７９ページでございます。脳ドック健診の助成でございますが、平成２３年度からの助成者数の対象人数を１００人から１５０人に拡大いたしまして、１３９人に助成を行っております。健診の結果、３人に異常所見が認められております。

次に、１８０ページでございます。心の健康づくり事業の実施でございますが、精神科医による講演会や精神保健福祉士による個別相談を実施し、心の健康づくりの推進に努めたところでございます。

続きまして、１８２ページでございます。第５目の狂犬病予防費でございます。予算現額が３９万９，０００円に対しまして、決算額３０万５，９３９円、執行率が７６．７％でございます。狂犬病の予防といたしまして、狂犬病予防注射済票交付業務では、奈良県獣医師会と連携して実施をしております。散歩時の犬の放置、無駄吼え、放し飼いなど飼い主のマナーが問われている中、新規登録時や狂犬病予防集合注射会場での啓発、広報紙による啓発記事の掲載のほか、環境保全推進委員によります地域の巡視、環境パトロールでの街頭広報など、あらゆる方法によりまして啓発を図ったところでございます。

続きまして、１８３ページの第６目の火葬場費であります。予算現額が３，００２万

5,000円に對しまして、決算額2,897万4,133円、執行率が96.5%でございます。

火葬場の運営といたしまして、火葬業務、火葬施設の日常的な維持管理を行うため、業務の一部を委託するとともに、設備の保守点検、補修工事を行い、常日ごろから適切な業務、施設の維持管理に努めたところでございます。また、火葬場の周辺対策では、火葬場周辺の方々にご理解とご協力をいただきながら適切に運営いたしますため、周辺環境整備に努めたところでございます。

続きまして、184ページから187ページにかけましての環境対策費でございます。

予算現額が309万3,000円に對しまして、決算額252万5,201円、執行率が81.6%でございます。現代の環境問題は、私たち一人ひとりがみずからの問題として捉え、生活様式のあり方を見直していく必要があることから、啓発事業を中心に環境負荷の少ない持続可能なまちの実現を目指した施策の推進をいたしました。

まず、184ページの環境共生まちづくりの推進といたしまして、環境保全推進委員の充実では、第7期環境保全推進委員の任期が平成23年3月31日をもって満了となったことから、平成23年4月1日付で、第8期委員を各自治会に1名ずつ計115名を委嘱をいたしております。

次に、185ページの環境教育の充実では、親子で環境について考える機会を提供することによりまして環境問題への意識を深め、行動を起こす契機にさせていただくため、親子環境教室を2講座開催をいたしました。

また、ISO14001の推進でございます。ISO14001環境マネジメントシステムにつきましては、平成24年2月に3期目の登録期間満了を迎えることから、去る平成23年12月20日から21日に更新審査を受審し、平成24年1月30日付で今後3年間の登録が認められたところでございます。

次に、186ページでございます。自治会別環境問題学習会の実施では、平成23年度より名称を環境井戸端会議と改めまして、「ごみを燃やさない、埋め立てないまちを目指して～ゼロ・ウェイストって何だろう～」をテーマに、西地区の自治会を対象に開催をいたしまして、17自治会におきまして開催をいただきました。587人の参加をいただいたところでございます。なお、この環境井戸端会議は、平成24年度は東地区の自治会を対象に開催をしているところでございます。

次に、地球温暖化の防止といたしまして、地球温暖化の現状を知るとともに、個人レベルでの取り組みの必要性を理解するため、体験型教室を2講座開催をいたしております。

す。

次に、１８７ページでございます。環境保全対策といたしまして、公害指導の実施では、遊休地の適正管理に対します指導を２４件行うとともに、住民から寄せられました公害に関する苦情相談７８件につきまして、調査、指導等を行い、全ての事案について一定の解決を見たところでございます。

続きまして、１８８ページでございます。第２項清掃費、第１目清掃総務費でございます。予算現額が９８６万９，０００円に対しまして、決算額９４９万７，２６１円、執行率が９６．２％でございます。環境保全対策といたしまして、美化推進啓発の充実、美化推進活動の充実では、ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識の向上を図るため、クリーンキャンペーンの実施や環境パトロール時に啓発広報を実施したところでございます。

特に、いかるがの里クリーンキャンペーンにつきましては、ゼロ・ウェイストフェスティバルに合わせて実施をいたしまして、自分たちの住むまちは自分たちの手で美しくをテーマに、各家庭から思い思いのコース、場所を清掃した後に、環境イベントに参加をしていただくこととし、子どもから大人まで約２，０００名の方が参加をしていただき、まちをきれいにしながら環境を考える貴重な１日になったものと考えているところでございます。

また、９月から１０月を自治会内美化キャンペーン月間として位置づけ、各自治会に対しまして、自治会内の道路・公園・水路等の清掃活動と呼びかけ、１２２自治会で実施していただくなど、美化意識・連帯意識の向上に努めております。

続きまして、１８９ページから１９６ページにかけましての第２目塵芥処理費でございます。予算現額が４億５，１９２万５，０００円に対しまして、決算額４億５０９万３，５７１円、執行率が８９．６％でございます。

近年の全国的なごみ処理対策の充実から、全国の埋め立て処分場の残余容量は、最短の１０年という公表から、最近では約１５年にその寿命は延びておりますが、依然、廃棄物の量を削減していくことが大きな行政課題に違いございません。また、当町におきましては、焼却処理施設の老朽化といった独自の問題も抱えております。このことから、平成２３年度におきましても、これらの課題に対応するため、ごみ減量化・資源化の促進に取り組むとともに、今後のごみ処理方策といたしまして、平成２４年３月末での衛生処理場における焼却処理を廃止し、４月以降、可燃ごみ処理は民間委託いたしましたことから、民間委託によるごみ処理経費を削減するためにも、さらなるごみ減量化・資

源化の促進に努めました。

まず、１８９ページの環境保全対策では、ばい煙検査の実施として、ダイオキシン類をはじめ、ばいじんなどの濃度検査を定期的の実施し、環境汚染の防止や付近住民の不安解消に努めました。

次に、１９０ページでございます。循環型社会の形成といたしまして、資源物集団回収の奨励では、平成２３年度におきましては、９３団体によりまして１，４０８．６トンの古紙類を回収していただき、奨励金として７０４万３，０４５円を交付したところでございます。

次に、１９２ページでございます。ごみ減量・資源化の啓発では、自分たちが出したごみや資源物がどのような工程を経て最終処分されているのかを追跡し、分別や減量の必要性を認識するごみのゆくえ探検ツアーにつきまして、平成２３年度におきましては、自治会を対象としたツアーを企画いたしまして、２１自治会１１９名の参加をいただき、一般の方を対象としたツアーを合わせまして、合計１３３名の参加を得たところでございます。

また、事業系ごみ減量化の推進では、平成２２年８月より、事業系一般廃棄物の適正処理・減量化を図るため、指定袋制による処理手数料前納制の導入とともに、処理手数料の実質的な値上げを行い、また、排出事業者の関係者しか指定袋を購入できないこととしたことによりまして、事業系ごみの搬入量は前年度と比較いたしまして、約１５％、量にして２０７トンの減少の約１，２１９トンとなったところでございます。なお、排出事業所のさらなるごみ減量化・資源化を推進していくため、平成２３年度では、要望の多かった９０リットル相当、７０リットル相当の２種類の事業用指定袋を追加したところでございます。

次、１９３ページでございます。紙おむつ類専用ごみ袋の無料交付では、乳幼児や介護が必要で、常時紙おむつ類を必要とする人に対して、平成２３年４月より、紙おむつ類専用指定袋を無料交付し、可燃ごみ袋購入に対する負担の軽減を図り、よって、児童福祉、高齢福祉の充実を図ることとしており、初年度であります平成２３年度では、乳幼児９３０人、要介護者等２２７人に、１人当たり年間６０枚を限度して無料交付をいたしております。

次に、１９４ページでございます。バイオマス利活用の推進では、地球温暖化対策の一環として、廃食用油をバイオディーゼル燃料化し、ごみ収集車及び重機の一部で使用しておりますが、平成２３年度につきましては、ごみ収集車等の燃料使用量の約２１％

に当たる6,000リットルのバイオディーゼル燃料をごみ収集車等に使用したところでございます。

また、平成22年10月から実施しております剪定枝葉・草類の堆肥化につきまして、平成23年度では焼却量の約15.6%に相当する755.01トン进行处理いたしております。また、平成21年度から実施しております生ごみ分別収集モデル事業につきましては、平成23年度では、513世帯から1,018世帯までモデル世帯を拡充し、焼却量の約3.1%に相当する131.14トンを分別収集して、堆肥化处理をしたところでございます。

次に、同じく194ページのゼロ・ウェイストの推進では、今後さらなるごみ減量化を進めるためには、資源の浪費・無駄をなくし、脱焼却・脱埋立を目指すゼロ・ウェイストの考え方への転換が必要であり、平成23年におきましては、この考え方を広く周知するためにゼロ・ウェイストフェスティバルを開催いたしました。

次に、195ページのごみ・し尿処理といたしまして、ごみ収集車の更新では、プレス式パッカー車の増車に対し、小・中学生から募集した環境ポスターの最優秀作品を車体の側面に掲示し、住民の方々に啓発しながら、ごみ収集に従事しているところでございます。

次に、196ページでございます。衛生処理場の周辺対策では、衛生処理場周辺の方々にご理解とご協力をいただきながら適切に運営いたしますための周辺整備に努めました。なお、平成23年度末をもって、衛生処理場における焼却処理を廃止し、平成24年度から可燃ごみの処理を業者委託いたしますことから、今後、周辺自治会からの新たな補償要望は受け付けないこととし、周辺自治会の皆さんへもご理解とご了承を得ているところでございます。

可燃ごみ積み替え施設の整備では、平成24年4月より実施する可燃ごみ処理の業者委託に伴い、ごみ積み替え施設を最終処分場内に整備することにより、平成23年度におきましては、ごみ積み替え施設全体計画を策定業務として、本施設、それから仮施設等、全体計画の策定、設計等業務を委託するとともに、仮施設の整備工事を行い、平成24年4月からのごみ積み替え作業の円滑な実施と施設の計画的な整備に努めました。このような取り組みの結果、家庭系・事業系合わせました総処理量は、6,520.28トンであり、前年度と比較いたしまして2%、量にして約125トンの減少となっております。住民1人当たりの排出量は、平成23年度では前年度と比較いたしまして12グラム少ない625グラムとなったところで、国民1人1日当たりの排出量、これは

平成２２年度の数字でございますけれども、９７６グラム、それから、同じく平成２２年度の数字でございますが、奈良県の県民１人１日当たりの排出量９３２グラムと比較いたしましても、当町は低い排出量で推移しているという状況でございます。

また、ごみ発生量のうち、資源化された割合、資源化率につきましては、当町では、平成２３年度では、４２．７％と発生したごみの４割以上は資源として再利用が図られております。全国平均が２０．８％、これも平成２２年度の数字でございます、奈良県平均では１４．４％、これも平成２２年度の数字でございます、と比較いたしましても、当町の場合は資源化率が高くなっております。

最後に、１９７ページから１９８ページの第３目し尿処理費でございます。予算現額が１億３，９１８万３，０００円に対しまして、決算額、１億２，８４７万４，３１３円、執行率が９２．３％であります。

ごみ・し尿処理といたしまして、鳩水園の運営では、施設からの放流水につきまして、オゾン処理装置による高度処理及び脱窒素処理などにより水質汚濁の防止に努め、適正な施設運営を行いました。

次、１９８ページでございますが、浄化槽の設置補助では、平成２３年度におきましても、引き続き、浄化槽設置者に対しまして補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理につきまして、広報紙等を通じまして、その啓発に努めたところでございます。

以上で、第４款衛生費に係る説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査賜りますようお願いをいたします。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第４款衛生費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の１６８ページですね。予防と相談体制の充実というところで、いろいろ乳児健診等あげていただけてますけれども、報告書の１３ページのところに幼児健診での経過観察児の割合がふえているというふうに表示されているんですけども、これは状況的にはどういう状況なのか教えていただきたいんですけども。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 幼児の健診の中で、要観察児というのは、１歳６か月児では、平成２２年は６２人、平成２３年では６７人、３歳児では、平成２２年度は６１人、平成２３年度は６３人という形になっております。これは、この健診時に、保健師により相談等が、これからも見守りが必要ではないかといった児、またはこの健診時に先生が、や

はりそういった見守り等が必要ではないかというようなお子様の人数でございます。この中には、身体的な部分と情緒的な部分といった中で、それぞれの児の中で身体全体にかかわる部分でそういった方が年々、少しずつですけれどもふえてきているというような状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 最初におっしゃっていただいた数字というのは受診者数ですか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 要観察児の人数でございます。これは成果表にも載せさせていただいているかと思えますけれども、少しずつふえてきていると。平成21年度から平成22年度にはすごく人数がふえてきています。平成21年度は、1歳6か月児で46人の方、3歳児で57人の方が要観察児という形であがっておりまして、様子をずっと注視しているという状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 年々ふえてきているということで心配でもあるんですけどもね、なかなか要因的なものは、町のほうでも特定しづらいんでしょうが、今、国全体のほうでも、いろいろそういう傾向について調査されているかと思えますので、要因がどういうところにあるのかというのちょっと研究をしていただきながら、町のほうでもそうした経過観察児の方に対して、いろいろフォローアップ等してやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、要因と言われております、これはもう全国的にふえております。と言いますのは、お子さんがどうしても多動性のお子さんとか、情緒不安定のお子さんが、やっぱり全国的にふえております。これについては、要因と言われておりますのは、育てるお母さん方が情緒不安定になっておると。それで家庭の中でのそういう不安定な状況になってくると。いわゆる以前のように温かな家庭が少なくなっていると。会話する家庭が少なくなっていると。また、地域全体でもそういう状況になっていると。そういう中で子どもさんが、先ほど言った、情緒のお子さんがふえておりますので、これはもう保育園でもそういう園児がふえております。これは全国の問題で、ですから今、国のほうでも、そのお母さん方の育児の能力を高めるということに非常に努力をされているところです。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 家庭環境とかね、社会環境なんかの変化によってそういう状況が起こっているということであれば、私たち自身もよいまちづくり、社会環境づくりということについて励んでいかなければいけないのと、問題は問題として、きちっと改善していけるように、やっぱり努力が必要だと思いますので、お互いに頑張りましょう。

引き続きまして、173ページの乳児訪問指導の実施のところなんですけど、これは不用額の9ページのところに費用が出ていまして、訪問回数の見積もりと実績とでちょっと乖離があったようなんですが、この理由について教えていただけますか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 乳幼児訪問につきましては、おおむね生後5か月から1歳6か月までの方、訪問ということで町単独で始めさせていただいたところです。各種健診等でやはり未受診の方がおられますので、そういった方を優先的に回るとのことと、新生児訪問した後、引き続き見守りが必要な方とか、そういった形で訪問をさせていただいております。そういった形で、未受診の方は虐待の関係もありますので、できるだけそういった形で訪問させてもらおうと。あと、訪問したときにおられない方もおられますので、そういった場合はポスティングをすとか、そういった形ではしておるんですけども、なかなかお家におられない場合もありますので、一番当初見込んでいたよりも、少しは予算的には執行できなかった部分もありますけれども、基本的には、やはり未受診者の家庭がどのような状況かということが一番を確認するというところで、この事業を実施させていただいたところでもあります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 受診されている方もそれなりに多かったということと、あと留守がやっぱり多くて会えないということですね。今いろいろ出産、育児なんかで、非常に悩まれる方とかふえてきている中で、どういう状況になっているかわからないというのが、非常にやっぱり町のほうとしても不安かと思いますので、引き続き、留守で会えなかったところについては何とか接触がとれるような形で。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 すみません、それでちょっと補足で説明させていただきたいと思うんですけども、平成23年度におきましては、年度末で未受診者等につきましては、一応、ほかの予防接種とか、幼稚園、保育所、そして電話、こういった乳幼児訪問等によりまして、全ての方の状況というのは、もう把握をさせていただいている状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 全ての状況を把握していただいているということで、非常に安心しました。引き続きよろしくお願いいたします。

そうしたら続きまして、176ページのがん検診のところですか。部長も説明の中で、監査委員等から指摘があって、いろいろ工夫はされているということで、23年度はクーポン券をつけた通知書を送っているということですが、23年度送っていただいても、やっぱり伸びというのは1.5%程度だというような結果がここに出ているというふうに思うんですが、このがん検診というのは、基本的には毎年受けていただくという認識でいいんですね。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 やはり健康管理でいいますと、各種がん検診につきましては、早期発見、早期治療が一番だということで考えております。それで、ただ、女性特有のがん検診につきましては、今2年に1回ということで実施をしております。それで、毎年やはり定期的に受けていただいて、健康の自己管理をしていただきたいというふうに考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 担当課のほうでも、節目に送ったほうが効果的かなということで、こういう形にしてもらっているかと思うんですけれども、これ毎年、全対象の方に送っていただくという費用的にはどれぐらいかかるものなんですかね。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 全対象者に送りますと、今、封書で送っておりますのが、対象になる方の年齢、初めて対象になる場合には封書で全て送らせていただいております。それと、女性特有のがん検診と大腸がん検診につきましては、対象の年齢から5歳刻みの方に無料クーポン券等を送付して実施をしているところでございます。ただ、ほかの健診とか案内のときにも、この検診についてのご案内は同封するというふうな形でしておりますので、毎年全員の方に送るとなると相当の費用がかかってまいりますので、今そういった形で郵送する。あとはまた検診に来られたり、ほかの形で保健センター等来られた場合には啓発を行って、受診率を上げていきたいというふうには思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 不用額が結構出ていますので、その辺の兼ね合いと、あと費用対効果の関係もちよっとやっぱり検討していただいて、今後どういう啓発をすることによって受診率

を上げていけるのかというのは、また研究をしていただきたいと思いますので。

続きまして、１７９ページの脳ドック健診の助成なんですけど、ちょっと先にお尋ねしたいんですけども、これ脳ドック健診のほうは一般会計の予算で計上されていまして、この人間ドックのほうは国民健康保険特別会計のほうになるんですけども、それはやっぱりそういう形で、それぞれの会計で計上しないとだめなものなんですか。何か規定があるんですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 人間ドックの助成につきましては、国民健康保険事業の被保険者に対しまして、国民健康保険事業の保険事業ということで対象にして、４０歳から７５歳未満の方に対しまして実施しておりますので、一般会計のほうからの支出ということとはできないことになっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 単純に思ったのは、この脳ドック健診、２３年度から１５０名に枠を広げていただいたのは、非常に頑張っていたらという評価しているんですが、実績として１３９名の方で、枠がちょっと余っているんやったら、単純に人間ドックのほうに予算を回せないかなというふうに思ったんですが、今、なかなか対象が国保の被保険者の方だということで、そうすると会計が別になりますけど、今、一般会計から繰り入れもしていただいている中で、また予算は予算で別なんですけれども、せっかくこういうふうに健康のための枠として予算をつけていただいていますので、脳ドック健診の受診者を今後ふやしていくという取り組みを進める中で、定員１５０名きちっと来ていただけるといような状況になるのは、それは予算は当然余ってこないですけども、枠を広げてもなかなかいっぱいまで受診者いないということであれば、人間ドックのほうに一般会計からの繰り出しという形ができるのかということとは、ちょっとわからないですけども、そういう形で対応していくことはできないのかなというふうにちょっと思いましたので。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今は国民健康保険特別会計ということで、その中で実施をしています。一応、国の流れといいますか、特定健診等は各保険者が実施すること、健康管理につきましては、その入っている健保組合等でしていくということで、斑鳩町で実施している各種がん検診等につきましては、人間ドック等と同じ項目がございまして、斑鳩町は無料で実施しております。それで、その健診がない部分を脳ドック

という形で助成をさせていただいております。先ほどのご指摘もあった分もちょっと絡んでくると思いますけども、町としましてはやはり、この無料で実施している各種がん検診等、やはりできるだけ受診をしていただいて、健康管理に努めていただけるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 対象がかぶったり、ちょっと実施の主体が違ったりということで、私の提案はちょっと難しいような感じなので、今、また人間ドックのほうについては国保会計のほうになりますので、またそちらでお尋ねしたいと思います。

そうしましたら、次、183ページの火葬場のところなんですけど、以前からあの火葬場を葬儀場として利用できないかという住民の方からの声がずっとある中で、町のほうとしても、地元の自治会に交渉はしていただいていると思うんですが、その後の状況についてはいかがでしょうか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 火葬場建設当時、地元からの要望によりまして、火葬場内での葬儀の実施につきましては断念した経緯がございます。数年前に議会と自治会連合会の懇談会の中で、地元自治会長から、火葬場内で葬儀をしてはどうかという発言がありまして、当町といたしましても、後日、真意を確認させていただきましたところ、個人的な考えで、地元自治会の総意ではないという一件がございました。

その後も、地元自治会から補償要望等が出されるに当たりまして、担当課も何度か懇談の席についたことはございますけれども、火葬場内での葬儀に関することについては、何ら触れられておらず、町といたしましても、地元自治会のお考えは火葬場建設当時と変わっていないものというふうに判断をしているところであります。

また、仮に、地元自治会が何ら補償要望もなく、火葬場内での葬儀について認めていただいたといたしましても、これだけセレモニーホールが町内、あるいは近隣市町村にできた今日、果たして行政が新たに運営すること、あるいは人件費等の費用対効果を考えましても、適切であるか否かを十分に検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そもそも地元の方の了承というのが必要になりますので、それが得られた後、先ほど行政が運営していくどうこうという話になるんですが、斎場として利用したいという声がありますので、必ず行政がそこに人を配置して運営をしなければいけないのか

ということは、また、ちょっといろんなやり方があるのかなと思うんですが、その前段ですね、やっぱり地元の方の了承が必要になりますので、そこにつきましては、引き続き、やっぱり住民の皆さんから声があるということで、なかなか交渉するのも容易でないし、なかなか町のほうからも交渉に行きづらいというような状況もあるかなと思うんですが、この点につきましては、私はやっぱり住民の皆さんの声を町がつかんで、今後そのことも含めて、やっぱり地元で話をしていていただきたいなというふうに思っていますので、これもお願いをしておきます。

そしたら、引き続きまして、190ページのところに、不燃物のリサイクルと、あと193ページには資源物のリサイクルという形であげていただいているんですが、今こうした不燃物や資源物で売却処理をしているものと、町がお金を払って処分していただいているものと、どういう形で分かれているか、教えていただけますか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現在、町で資源物として売却をしているものにつきましては、地域でどうしても集団回収ができない地域がございます。12自治会ございますけども、そちらのほうで月1回古紙類を回収しております。それにつきましては売却をしております。また、町内4か所がございます空き缶回収器で回収いたしましたアルミ缶及びスチール缶につきましては売却をしております。それ以外の町で収集しておりますものにつきましては、全て委託料を支払って処理をしていただいているということで、売却しているものはございません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 金属関係の物とか、あと、瓶・缶・ペットボトルも、ペットボトルについて、これまで町長のほうで、リサイクル協会でしたっけ、あちらのほうで回収をお願いしてリサイクルをしてもらっているということで、ずっと続けていくという方針で、以前お話をされていたと思うんですが、売れるものは、缶・瓶につきましてもそうですけども、売っていくという方向で今、状況はどうなっているのかなと。いう方向で町も検討していくべきではないのかなというふうには思うんですが、貴金属関係とか、小型の家電のほうについては、一般質問で法改正があってということでお聞きしてますので、この瓶・缶・ペットボトルについてはどんな状況になっているんですか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず町が収集しております瓶類、缶類でございますけれども、売却をしようと思えば、アルミ缶、スチール缶、そして瓶類については、色つきに分けて業

者に引き渡す必要がございます。当町ではそういった選別作業の場所がございませんので、現在のところ、瓶類・缶類につきましては混合で収集をさせていただいて、そして中間処理業者のほうで選別をしていただいているという状況であります。一方、ペットボトルにつきましては、昨今、海外に売却をされるという業者が出てきております。確かにいろんな市町村、売却をされているところもありますけども、どうしても法律上グレーな部分がございます。きちんとされている業者さんもあるとは思いますが、海外に行く道中で海上に捨てられたり、あるいは東南アジアのほうに山積みになれたりといった問題もあるようでございます。そういうことから、当町では現在、容器包装リサイクル協会のほうに引き渡している。ただ、リサイクルに係る費用につきましては、全てペットボトルの製造業者、小売業者の負担となっておりますので、斑鳩町からの処理費の支払いはゼロということであります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 瓶・缶については仕分けをするスペースがないという答弁でしたが、今、町有地なんかいろいろ処分をする中で、スペース的にはないことはないのかなというふうには思うんです。そうした空き地というんですかね、目的のない、目的がないというところなんですけれど、町有地について、そういう方向でスペースをつくって、費用的にその瓶・缶を売ってどれぐらいの利益が出るのかということも検証しないとだめですけども、いろいろお聞きする中では、やっぱり売却することによって一定の額の収入になっているんじゃないかなというような話もお聞きするんで、その点について、検討できないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、瓶・缶の分別ですけども、いろんな分別の場所に、テレビでもやっていますように、行っていただいたらいいんですけど、市街地ではまずできません。市街地では。まず音がやかましいという問題があります。それとまた、やはり全ての方がきれいに出すとは絶対限りません。缶詰をそのまま出す人が必ずおられますので、臭いも発生します。音と臭いで必ず苦情がまいります。ですから市街地ではまず無理ということ。あと、ベルトコンベヤーもありますよね。これの、先ほどのベルトコンベヤーの音も相当な音が出ます。また、粉じんも出ます。作業員もそんなん1人や2人でできませんので、分別作業を見にいったらいいですけども、そういった想定を考えますと非常に無理があるということで、やはり検討は難しいと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員　そういう状況であれば、私ももうちょっと調べないかなと、今お話をお聞きしている中で、状況を確認はさせていただきましたので、また今後の検討課題にしたいなというふうに思います。

そしたら、192ページの事業系ごみ軽量化の推進なんですが、1点、有料化前と比べてごみの量も減ってきているのかなというふうに思うんですが、当初、町内事業者さんに理解を求めるといことで、いろいろ担当課のほうでも苦労して、戸別訪問なんかもしていただいています、当時、説明されていた時期には、全ての事業者理解が得られるという状況ではなかったというふうに思うんですが、今現状としてはどんな状況なんでしょうか。

○飯高委員長　栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長　事業系の指定袋制導入に当たりましては、全ての事業所を訪問して協力をいただいたところであります。この導入当初は、全国展開されているようなチェーン店につきましては、全国的な流れもありまして、値上げ等に対してのクレーム等はほとんどございませんでしたが、個人経営の飲食店などでは、反対の署名運動といった動きも一部ではございましたけども、それも大きな動きまでには至らず、今日についてはスムーズに、全ての排出事業所が指定袋で出していただいています。これにつきましては定期的に展開検査をいたしまして、指定袋に入っているかどうかの確認をさせていただいているところでありますので、斑鳩町に今持ち込んでいただいているごみについては、全て指定袋に入って持ってきていただいているという状況です。

○飯高委員長　木澤委員。

○木澤委員　今全ての事業所さんでそうして指定袋で出していただいているということについては、今、確認をしておきたいというふうに思います。ただ、大きな運動にまではならなかったということですが、やっぱり個人経営されているお店で、本当に今、不況の中で経営が大変やといことで、そのごみ袋の負担代についても、本当にかつかつで生活している中で、もうやっていけないという声もやっぱり幾つかお聞きをしています。そういうことについては、大きな企業さんとやっぱり小さな個人経営でやってはるところと状況がまた違うのかなといことで、余りそういうひどい状況が広がるのであれば、何か対策を考えていかなければいけないのかなというふうに思っていますが、今、具体的にどうこうというふうに、私のほうも提案を持っていませんので、そういうふうに声を聞いていて、私もそういう状況があるならば対策を打つ必要があるなと思っているといことだけ、問題提起という形で意見として言わせておいていただきたいというふう

に思います。

そうしましたらすみません。成果報告書の196ページのところなのですが、可燃ごみの積み替え施設の整備を進めていただいています、これ担当常任委員会のほうでも議論していただけるというふうに思うんですが、今、衛生処理場のあのスペースに、今だったらまだ持ち込みのごみについては町のほうで受け入れをして、そこで一時預かりという形をとっていただいているというふうに思いますが、今後、最終処分場のほうで施設が完成していく中で、この一時保管の場所についてはどうしていこうというふうに考えておられるのでしょうか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現在、家庭系の持ち込みにつきましては、衛生処理場のほうで受け入れをさせていただいています。今後、衛生処理場の解体工事というものも始まってまいりまして、そうなりますと非常に住民の方がごみを持ってこられるのに、非常に危険な状態になるということで、別の場所に持ち込みの場所を定めなければならないということで、今後の検討でありますけども、現在、最終処分場を含めて持ち込みの場所を検討していきたいというふうに考えています。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 車でその持ち込みをされる方については、上のほうまで登っていくこともできるかなというふうに思いますが、こういう形で衛生処理場が廃止になるよというのが、いろいろ情報として町内に広がる中で、住民さんの中からもやっぱり、「じゃあ持ち込むときはどうしたらいいの」という声も伝わってきてますので、やっぱり別でちょっと必ず上のほうに持っていけない人もいると思いますので、その点についても検討が必要かなというふうに思いましたので。また担当常任委員会のほうで議論されると思いますので、そのこともこの決算委員会の中で意見があったということで、また審議の参考にしていただきたいというふうに思います。以上です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 すみません。まず、183ページの、今、同僚議員の質問があった火葬場の葬儀場の件なのですが、今ちょっと、ふと思ったのは、課長の答弁で、近隣に、町内にセレモニーホールがある、また近隣にも同じような葬儀場があるんで、どうかと思っっているというような回答といいますか、お話があったと。これ、今も葬儀場としては一応町のやつがあるわけですから。その、いわばこれから建てるという話じゃないわけですね。だから、その近隣との話し合いで難しいというのは、すごく理解のできることです。

ねんけど、ある状況で、やっぱりちょっとそういう消極的なお話じゃなく、粘り強く交渉していきたいと思うということならば、ようわかりまんねんけど、ちょっとそのあたり、もう一度お聞かせ願ひしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 栗本課長は、町内等、セレモニーホールがありますから。ただ、問題は、やっぱり地元の関係等については、最初からやっぱりそういう話をしないということがかかっていますから。

そして、建物そのものが、結局、霊安室がありますから、結局、一時、亡くなられた方の遺体を預かって、そして仮にお通夜が終わったら、また霊安室に入れますから。やっぱり、そういうところの問題というのはやっぱりクリアせないかんと思うし、それは地元がなかなかそう簡単には、私は「はい、わかりました」ということではない。

ただ、たまたま平群とか、あるいは王寺に行かれて、やっぱりよろしいなということをおっしゃいますけれども、ただ火葬場にしても、王寺の場合も、上牧と河合と3者で、3町でやっています。平群は、生駒の部分についてはかなりの補償をされておりますし、生駒とのつながりというのはかなり持っております。あの場所に持っていくために、非常に生駒の協力がなかったらできなかったと。その地域の自治会は非常にやっぱりかなりの多額の補償を言われてやっておられると。だから、平群町は、最近では生駒との関係というのは非常に深い。スポーツセンターでも、あるいは生駒の関係の交流をされています。ただ、斑鳩町の場合は、最初からそういう点については、絶対にここでは葬儀はしないということで進めますので、そういう点について、今、活用をどうするかという問題。ただ、あれもやっぱり議員さんも視察に行っていて、やっぱりいろんな柏原の柏羽藤の火葬場とか、あるいは岡山のほうも総社市のほうも行きましたし、いろんなところを見てまいりました。ただ一番、気にかかるのは、待合室が利用が少ない。というのは、最近の皆さん方のお考えは、やっぱり来たらそこで待って骨を上げて帰るというような状態ですけれども、やっぱり一遍帰られますから、なかなかその待合室の使用というのが少ないという点について、やっぱりいろんな議論があると思います。この待合室をどうするのかということも今後の考えということになると思いますし、地元にしても、私はなかなか、そう簡単には、葬儀をやっていただいて結構やということになってきたら、なおさら、また私は補償の問題が必ず上ってくると思いますし、そういうことについては、我々のほうとしても、地元には行きますけれども、なかなかそういう今、英断というか決断はできないと。ただ、ほかを見たら、やっぱりそういうことも

可能ですとって、個人的な意見ですよという、議会と自治会長との話もありますけれども、あこもっていただいたら、火葬場に対する環境保全委員会というのがございまして、必ず毎年要望が上がってまいりますし、そのことについて、やっぱり我々としても誠意をもって回答をし、そしてまた、できるものについてはやっていくという方針でありますので、そこらについてもちょっとご理解をお願いします。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長がおっしゃられた、結局、今までの経緯とか、そして今の難しさ、これはもう非常に私もようわかりまんねん。なかなかその地元としたらなかなか受け入れがたい部分というのもよく理解できるんですが、やっぱり時代の流れで非常に家族葬がふえてきている。また、親族葬といいますか、小じんまりとされようとしている部分もありますし、また、経済的になかなか葬儀をしようとしてもできない、こういうような事情の方々も少し耳にしたりもします。その辺、どういう形で今後していくか、ひとつ、住民の声というものに耳を傾けていただいて、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次に、187ページの公害指導の実施なんですが、遊休宅地ですな。これも私、何回もこれ、質問させていただいてますねんけど、その中で結局、町のほうにも自治会のほうから、何とか地主の方に適正な管理を要望してほしいということで、自治会長名で何回もお願いしているというような実態なんですが、そこで、この自治会のほうで直接地主の方々に交渉できるような、この地主の方の連絡先というのは、これは教えていただいているような状況になっておるんですか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 遊休地の雑草等でご相談が自治会、また近隣の方からございます。

その際にも、直接苦情を言いたい、また、要望したいということで、遊休地の所有者を教えてほしいということもおっしゃられますけども、町のほうでは個人情報に関係もございしますので、町のほうから住民の方が困っているということで指導させていただくということで、一切今のところはその土地の所有者の方をお教えしているということとはございません。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 それで現状がそれで改善されるというようなことであれば、もうこれは問題はおませんねん。もうそれで町のほうにお願いして、町のほうから町長名で封書を出してもうたりして、そして解決されると。ところが、非常に難しい問題で、所有者さんが亡くなられて、もう相続人が何人もなっておると。共有物件になってしまっていると。こ

の中で、いや私に言うてもうたらというようなことも、担当課に行かせてもうて聞かせていただいております。やっぱり直接、何か自治会としても動きたいんやという声も聞いておりますので、何かいい方法ありまへんやろか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 確かに、そういうふうなご相談をされる自治会がございます。ある自治会では、自治会長さんが文書を住民代表ということでつくられて、それを町の指導書と同封をしてくれということと、あと、その困っている方の連名で持ってこられて、それをコピーをさせていただいて、その所有者の方に送らせていただいたということはございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 すんまへん。もうこれ、正直言うて、それもさせていただきましたが、近隣の、まして個人の方のうちのほとんどの方、署名、捺印して、そして一緒にコピーして出して、それでも全然状況が変わらんと。そうなってくると、何とか直接に対話できたり、そういうことができひんかと。それは、何か町の方と一緒に行動が起こせるようなことが、地元でできるのであれば、また、多分されると思うんですけど、そのあたりでちょっと何かいい方法がおまへんやろかと。難しいのはわかる、個人情報で難しいのはわかりまんねんけど、これがほんまに個人情報で守らなあかんもんなのかと。非常に所有権というものに対して、やはりちゃんとそれを権利の義務の部分を行使されてない方になりますのでね、そのあたりもちょっと柔軟に対応していただきたい。こういう場合はちょっと違うような気がするんですが、そのあたりはどうでっしゃろ。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 個人情報について、こういう場合はどうやということはある得ないと思うんですわ。個人情報というのは、やはりひとつの条例で決まっておりますので、これは完全に適用されます。例えば、極端な例でいったら、災害時にどうしても、いやいうときやったら、それは町が強制的にする場合もありますし、今の場合でしたら、今、栗本課長が言いましたように、そういうふうな対応をさせていただいておりますので、それより一歩進んで、例えばもう今、どういう雑草かわかりませんが、町のほうで強制的に草刈りをやって、向こうのほうへ請求をするということもありますので、それらのことももう少し強権的にやっていくかということも考えていきたいと思いますが、お知らせするのはちょっとご容赦願いたいと思います。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、ほんまそれをしてくれはるんやったら助かりますわ。はっきり言って、またうちの自治会長が行かはると思いますので、そのときはよろしくお願いします。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 確かにもう、できますねんやんか。ほんで今言うてるのは、代執行してお金をとらない問題がありますけれども、お金をとれないのはこっちの問題なんです、いろいろな市でも、やはり勝手に市で草を刈って、何倍もやってやる、その場合はもうやって相手に請求すると。これがもう本来の姿ですので、やはり非常にひどい場合には、そういうこともやっていかないと、万が一そこでぽつと灰でも落とされたら、大きな火災にも結びつきますので、そういうことになったら困ります。ただ、今心配しておりますのは、他でも一緒ですけれども、回収はなかなかできないということで、そういう心配があるわけでございますけれども、そこらも十分研究させていただいて、進めていきたいと思います。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 それはそうですわ。結局、逆にそれでまた不良債権違いますけど、そんなのがたまっていくようなこと。言ったら、こういう場合とこういう場合のこういう場合の条件がそろった場合は、やっていこうやないかというような形、また相談させていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、193ページ、これもちょっと先ほど同僚議員の質問があったことに対することですねんけど、これ、以前から全然、売却されてなかったんでしょうか。売却してはったような気も、僕ちょっと聞いたことあるんですけど、そのあたりもう一度お願いします。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 確かに、瓶類・缶類で、アルミ缶・スチール缶は一部売却をしています。これは、町で住民の方が毎週水曜日に出された瓶類・缶類ではなく、町内4か所に設置をしています空き缶回収機で回収をさせていただいたアルミ缶・スチール缶については、機械でアルミ缶とスチール缶に選別されますので、有価というふうになりますので、ごみではなく、原材料になりますので、アルミ缶・スチール缶は売却をさせていただいています。ただ、毎週水曜日に住民の方に出していただいているのは、混合で、アルミ缶もスチール缶も瓶も混合で出されていますので、廃棄物ということで、中間処理業者に渡して選別をしていただいているという状況です。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 非常にこれ、やっぱりいろいろと選別させてもうてる中で、非常に細かになり過ぎると、これまた負担になってくる。また反面、これが町の財政に、私らがやることによってプラスになるんやと。これ物すごくやる気になられる話が多いんですね。やっぱり多少のお金にもなっていくということもありますので、確かに町の中で分別、これは難しいと思います。何かそのあたりでいい方法といいますか、今後また検討していただけたらと思います。

あと最後に、196ページの下2つのこのパトロール車と粗大ごみ収集車、出てますねんけど、これ100万円までの金額でこう半端な2円というような数字もついてます。これはどんな車を買ってくれはりましたんやろ。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 いわゆる、荷台のついた軽トラといわれるやつを2台購入をさせていただきました。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 それは中古車ですか。新車ですか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 新車で購入をさせていただいております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 何遍もえらい細かいことすみません。これの金額が違うのは、同じ軽トラやのにこの金額の差というのは、何か機能が違うわけですか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 環境パトロール車につきましては、オートマチック車で、オートマの免許しか持っていない職員もございますので、オートマチック車、そしてスピーカーを装備をしております。粗大ごみ収集車につきましてはマニュアル車で、スピーカー等の装備はございませんので、決算額で20万円強の差が生じているということです。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。木田委員。

○木田委員 斑鳩町としても、私、今までからいろいろと健診事業を行ってもらってますねんけども、それについて、今までから、医療費というんですか、それがどんどんとふえておるという中で、この心臓についてですね、健診、基本健康診査を受けてくださいというような何が入って、それを受けておられてもですよ、不整脈というような場合には、その起こっているときでなかったら正常な数値が出ているわけですね。だから、実例としては、うちの嫁さんなんかでも、そないしてことし不整脈ということでアブレ

ーションを受けたんですねんけどね。やっぱりこれ、かなりの人がバイパスとか人工心臓とかアブレーション手術は受けておられるんですねんけども、これについて、やはりアブレーションなんかでも1回手術してもらったら100万何ぼかかっている。町からの医療費の何を見たら、それだけかかっているわけですね。だから、やっぱりこれ、かなりの人がやっぱりそないして今おられるというような感じで、私もやった、私もというような感じでふえてきておるような状況の中で、やっぱりそれを高額療養医療費の何で10万円ぐらいで負担は済んだということなんですねんけども、それらについて、がんもそら大事やけども、やはり人間が生きていく上で、心臓というものは一番大事やと思うので、それについて、病院に行ったら心電図とかとってもらってたんですねんけども、それについて、不整脈が起こっている場合でなかったらそれが出てこないということですね、やっぱりそうしてそういう何も出てきてますので、そういうことを本人がずっとそれを自覚しておれば、私がこういう不整脈がありますねんというような形でなっていくと思いますねんけど、全くそういう自覚症状もなかったというような場合、それが表に出てこないというような形で、診察を受けたら、そのときたまにちょっとしんどいというような形で、受けたら入院してそのアブレーションというんですか、血管をずっと調べていったら、どこかで細くなっておるというような何があるというような形で発見される場合もあるので、何かがんばっかりに健診も脳とか、そしてがんとかに集中しておるように思いますねんけど、人間が一番体の重要な部分である心臓について、余りそういう検査というんですか、何が行われてないと思いますねんけど、それについて、どういうふうに考えておられるのかね。それは本人の自覚症状いうんですか、それが出てきている場合やったら、医者に行ってもわかると思いますねんけども、それが不整脈の場合は、それが起こったときでなかったら全くその症状が出ないというような何があるからね。だから、今バイパス手術とか人工心臓とか、もちろんアブレーションもそうなんですけども、三室病院に行っても、かなりの患者さんが町内から行っておられるということを聞くのでね、何かそういう手だてというか、何か今後、そういうことを考えてもらわれへんのかなというふうに思いますねんけど、どうですかね、その健診について。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 今、木田委員の健診の関係等ですけれども、先ほど来から質問が出てますように、やっぱり定期健診、あるいはそういうものを受けていくということが本来ですけども、なかなかそれが受けられない。自分に何も症状がなかったら行かない。ちょっと

痛くなったというなら病院に行って、精密検査じゃなしに整形外科へ行くとか。この間も、私の職員にもありますけども、やっぱり以前心臓を悪くして、それがやっぱり菌が入って、やっぱり12時間の手術をして、今元気にはなってますものの退職をしてやっています。あるいは、平群町でもそういう方もおられて、この間亡くなられましたけども。やっぱりそら、私は一番問題は、やっぱり病院というのは、医療というのは、やっぱり医療過誤が起こったというのは、やっぱり精密検査そのものを受けなかったら、なかなか出てこない。だから、不整脈という判断を行われたら、そのときしかわからないという原因もありますし、腎臓でも一緒に、糖尿からきているのか、どういうことがあるのかということもありますけれども、大半、私はやっぱり糖尿病というひとつの臓器やと、ただ、そのひとつの盲点はですね、100以内が、血糖値が、それ以上は糖尿やという話やと。やっぱりヘモグロビンa1cが5.6以上の方は注意をなさいと。そしたら、ある程度、やっぱり考えますと、その方々、我々も一緒ですけども、やっぱり不整脈か心臓を、やっぱり何らかの形で、だから、その血液をさらさらにせえという、いろんなことの、まあ言ったら納豆食べたらいいいとか、いろんなことをおっしゃいますけれども、やっぱりそういうものだけで全てが治るわけじゃないし、昔は、膏薬とかいろんな関係で家庭薬を飲んで治ったということもあります。

がんの関係については、今日本の国で一番がんがあれということで、奈良県も10月10日にがんの大会を開かれます。これも奈良県の知事をはじめ、市町村会、あるいはそういうものがバックアップしてやるんですけども、やっぱりそら確かに、今、木田委員がおっしゃるように、そういうことが起こったら、そら皆さん方あります。私も現時点では不整脈もあります。ただやっぱり、健診に行く、何かそういうことが起こった場合は一病息災です。だからやっぱり病院に通われるんです。それまでは自分は元気や、元気やって言うてて、ずっと来ているわけです。だから、健診に行ってくださいよと、検査に行ってくださいよと言っても、なかなか行かない。忙しいということじゃなしに、なかなかそれが行けないんです。仮に行った場合、何か検査と言われたら、ちょっと疑いがありますわと言われたら、やっぱりショックですから、そのことがなかなか受け入れられないというところに、ひとつの大きな問題が、私はあると思います。

ただ、行くことによっては、皆さん、いいですよ。ただやっぱりそういうことのPRのほうもしますけども、やっぱり協議を図るという、この間も斑鳩町の医師会の会長がおっしゃったんですけども、この関係については、もう女性は20%はもう来ません。絶対にもう測ってもらって、大きかったからかなんということで、そういうこともござ

いますから、この間、南野医師会長がおっしゃってましたけども。やっぱりそのいろんな問題があると思います。

今、木田委員おっしゃるように、我々としては、できるだけ医療費を少なくするという、今38兆円なんです、平成23年度で。だからもう日本の国債を借っている借金を借っている金額に相当するんです。この38兆円を絶対に下がることはないんです。また、来年もそれは上がってくると思います。だから、そういうことでいろいろと医療費の関係等について、これ今、木田委員おっしゃったように、大体、高額療養費を払ったら、大体100万円かかろうが、500万円かかろうが、だからやっぱり我々、一番やっぱり大変なのは、いろんな療養等あります。一遍手術したら最低100万円以上かかります。それについては、皆さん方は治してもらったらそのお医者さんはよかったと。ただ、医療費の問題については、請求の6万円か7万円を払っただけで、あとはもう全部、処理されましたと。結構ですな、保険はよろしいなと、こうなっていくわけですから、そこらの理解をこれからどうなっていくのか。一時はいろいろと病院を、あるいは薬局を回って、薬をえろもろたということも、この方がおっしゃっているんです。薬はえろもらったけども、結局はちょっとだけ飲んだだけやと、ほかの飲みまへんねと。こんな無駄遣いやと、自分がそういうところでされてますから、そういうことについては、まずは検査等、健診等は受けて、そういう努力を我々としても、ポスターとかいろんなことで、はがきとかいろいろやってますけれども、それでもなかなか来ないという現状でございますから、その理解をどう深めていくかということが大きな問題だと思います。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 今、町長がおっしゃったように、町民の方にそういう健診というんですか、それを受けていただくように、もっともっと啓蒙というんですか、それをやってもらいたいなと。いうのは、うちの母親なんか、12日の日ですが、町長はじめ植村課長とか100歳を祝ってもらったんですねんけど、そんなん、今のところ、100歳になっても血圧がちょっと高いだけで、何も内臓的には悪いところがないというふうな形で、そういう歳のいき方というんですか、歳を重ねていきたいなというふうに、私自身もそう思いますねんけどね。たまたまうちの母親はそうなったんか知らんけども、うちの嫁さんなんかもっと若いし、元気やったと思ってたのに、そういうことが突然に起こって、そして、そういう手術、あれは10時間ぐらいかかってますねけど、それによって今、わりかし元気にしてますねけど、またそういう再発するかもわからんというような中で、

これからもずっと医者に通わないかんような状態なんですけども、人間の体はいろいろと個人差があるねんから、それは一概にどうとは言われへんけども。とにかく、いろんな健診を受けていただいて、そうして早期発見、早期治療に努めてもらえるように、町民の方に啓蒙というか、啓発をやっていただきたいなということをお願いしたいと思いますので、よろしく。結構です。

○飯高委員長　ここで休憩をいたします。

(午前 10 時 35 分　休憩)

(午前 10 時 55 分　再開)

○飯高委員長　再開いたします。

ほかにございませんでしょうか。

私のほうから 1 点だけ、196 ページ、環境パトロールの実施ということで、今回、平成 22 年、23 年度、ごみ回収量を見ますと、かなりふえているなという現状がございます。ゼロ・ウェイスト、また減量化をされている当町において、やはりもう一方ではこういったごみの増量というのですか、あるんですけども、私自身もいろいろと地域を回ってみますと、やはり特定の場所でポイ捨てされているということが常態化になっているような状況にあると思うんです。巡回でパトロールされているんですけども、そのことも含めまして、このごみ回収量の、今回こういった大きくなっていることについてのご意見を伺います。栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長　平成 22 年度に比べて、平成 23 年度環境パトロールで回収したごみの量が多いというご質問ですけれども、平成 23 年度につきましては、地上デジタル放送への移行の年でもあったことから、テレビの不法投棄が増加をいたしました。件数にいたしまして、23 年度の不法投棄の処理件数が 57 件、22 年度より 26 件増加しております。

また、近年、環境保全推進委員を初め、環境保全推進委員を卒業された方なども、ボランティアで引き続き道路や公園などの掃除をしていただいている方が増加をしております。現在、大体週に 1 回収集にお伺いするのが 6 名ぐらいおられますが、そういった活動がふえてきておりますので、平成 23 年度では回収量が増加したというふうに分析をしております。

○飯高委員長　環境委員さんにご協力いただきまして、そういった回収量につながったということですけども、やはりまだまだポイ捨てに対するマナーというのですか、やっぱり徹底しなければならないという状況があると思うんです。今後とも、環境パト

ロール、また、環境委員さんにいろいろご苦勞をおかけするんですけれども、またよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。嶋田議長。

○嶋田議長 165 ページの高齢者肺炎球菌ワクチンの関係でちょっとお尋ねします。これはその人1回だけということで、しかも、あれ接種するのに6、7千円かかったと思いますねんけれども、大体お幾ら補助されておられるのか、それをちょっとお伺いします。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今、接種費用は、約8,000円程度かかっておりまして、そのうち、3,000円を補助させていただいております。1回限りでございます。

○飯高委員長 嶋田議長。

○嶋田議長 はい、わかりました。当初は1回接種すると、その効果が生涯続くと。もうひとり1回打つと、もう肺炎にかからないんやというふうなことをお聞きしてましたけれども、最近、医者にもよりますねんけれども、3年ごとに打っていただかなあかん。5年ごとに打っていただかなあかんというふうなことで、医院の待合室にもそういう張り紙があったように思います。この肺炎いうのは高齢になるほどかかりやすく、また、死亡率も高いとお聞きしておりますので、1回限りやなしに複数回の助成、そして、助成率のアップ、打って、まだ5,000円払わんなんねんというふうなことやなしに、ある程度の負担で済むような形で考えていただければ、この接種率6.6ですか、これがもうちょっと上がってくるのではないかなと思いますので、ご提言だけ申しあげておきます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第6款商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告の214ページでございます。第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費でございます。商工総務費のうち、社会参加の促進・支援として、シルバー人材センターの充実につきましては、斑鳩町シルバー人材センターに対しまして

８３０万円を助成をいたしました。高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かした就業機会の提供、また、生きがいと健康づくりを支援したものでございます。

次に、２１５ページでございます。消費者意識の向上として、生活設計学習会の開催では、金融商品の利用方法や安心な暮らしのための生活設計等、生活の合理化に資する知識を取得することを目的に学習会を開催いたしております。

次に、消費者保護対策の充実として、消費者相談の実施では、消費生活相談員による消費者生活相談窓口を開設し、最近ますます複雑・多様化する住民の方々からの相談に対応し、消費者被害の防止や、消費者意識の向上などに努めました。なお、相談日については、毎週木曜日の午後のほか、第４木曜日は午前・午後も開催をいたしております。また、生駒郡４町の広域連携による相談体制の充実に取り組んだほか、情報検索、情報提供機能の強化を図るため、市町村消費者行政活性化助成事業交付金を活用し、パソコン機器等、インターネット環境の整備をいたしました。相談件数は６９件となっております。

以上で、第６款商工費のうち、住民生活部の所管に係ります説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第６款商工費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 ２１５ページの消費者相談の実施のところなんですが、２３年度から広域連携に取り組んでいただいたというふうになっていますが、これによる効果というのが、どういうところにあったのかなという点と、あとこれ、成果報告書の３６ページのところに、実績の回数を書いてるんですが、２１５ページの相談者数とちょっと合わないかなというふうに思うんですが、その辺のところはどう見たらいいんでしょうか。

○飯高委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 失礼いたします。それでは、消費者相談でございますねけれども、生駒郡の連携についてということで話をさせていただきます。生駒郡４町での広域連携は、これまで各町で週１回実施したものを、開設日の調整を行い、４町の輪番制で、郡内では月曜日から木曜日まで週４日開設するようにし、郡内の住民なら誰でも相談が受けられる体制をとってまいりました。月曜日につきましては平群町、火曜日は安堵町、水曜日は三郷町、木曜日は斑鳩町で開設しております。当町では、これまで水曜日以外の日に相談があった場合は、相談員のいる木曜日まで待っていただくか、急がれる場合は、県の相談センターを案内しておりましたが、月曜日から木曜日につきましては、近隣で

あります郡内の町を案内しており、引き続き相談が必要な場合は、最初に受けられた町の相談でも、自分の住んでいる町で相談者の都合により対応できるよう、各町の相談員同士が連携をしており、利便性の向上を目指しております。

他町で斑鳩町の方が相談を受ける場合の件数でございますけれど、平群町では2件、安堵町では7件、三郷町では10件でございます。斑鳩町で、他町の方が相談を受けられる場合は、平群町では9件、安堵町では6件、三郷町では2件でございます。それと。

○飯高委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 2点目の質問でございますけれども、36ページの相談日の開催の回数ということで、一応こちらのほうは回数が60回ということでございまして、こちらの215ページのほうは相談者数ということで、回数と実際の相談された数ということで違いがあるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○飯高委員長 ほかにございせんでしょうか。小林委員。

○小林委員 すみません、214ページのシルバー人材センターについてなんですけれども、ここに契約金額を書きいただいておりますけれども、ちょっと今後の参考のために教えていただきたいんですけれども、会員に支出する分配金収入として幾らなのか。また、事務費収入が幾らなのか。それと、人件費と、もうひとつの公共系に関する受託件数、また、それと金額について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 契約金額1億2,800万円余りでございますが、シルバー人材センターのほうでは、この金額が受託事業収益となっております。このうち、会員への分配金収入ですけれども、1億1,328万477円でございます。また、同じく事務費に係ります収入につきましては、1,057万7,976円でございます。

次に、シルバー人材センターの人件費に係ります費用といたしましては、1,739万7,538円でございます。また、公共受託の件数と金額につきましては、去年1年間で101件、2,591万9,141円でございます。

○飯高委員長 他にございせんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第6款商工費についての質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第5号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成24年9月4日提出。

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、歳入歳出決算書の22ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額が30億1,717万5,550円で、歳出総額が34億7,995万7,700円となりまして、歳入歳出差引額は4億6,278万2,150円の歳入不足となっております。このため、平成24年度会計におきまして、繰上充用の予算補正措置を行いまして、決算を終えておるところでございます。

それでは、主要な施策の実施状況につきまして、款・項ごとにご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の311ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳出でございます。初めに第1款総務費についてでございます。311ページから317ページとなっております。款全体で、予算現額5,415万6,000円に対しまして、決算額は5,112万3,620円で、執行率は94.4%となっております。

311ページの第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。予算現額が3,814万3,000円に対しまして、決算額は3,613万6,015円で、執行率は94.7%となっております。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る経費などを支出しております。平成23年度末現在における加入世帯数は4,286世帯であり、総世帯数に占める割合は38.6%、被保険者数は7,613人であり、総人口に占める割合は26.7%となっております。

続きまして、313ページから316ページにかけましての第2項徴税費、第1目賦課徴収費については、予算現額1,508万8,000円に対しまして、決算額は1,417万1,905円で、執行率は93.9%となっております。

国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費ほか、計算業務委託など電算委託料などを支出しております。平成23年度の国民健康保険税の状況についてであります、314ページの表をごらんいただきたいと思います。現年度課税分では、調定額7億466万700円に對しまして、収入額は6億5,099万3,900円で、収納率は92.4%となっております。現下の厳しい経済雇用情勢などにより、前年度と比較して調定額で768万7,000円、1.1%の減、収入額で504万9,450円、0.8%の減、収納率では0.3ポイント向上しております。

一方、滞納繰越分の状況につきましては、315ページの表をごらんいただきたいと思います。調定額が2億776万373円に對しまして、収入額は3,147万1,558円で、収納率が15.1%となっております。現年度分の滞納をふやさないための納税相談や、特別徴収班による徴収、滞納処分など、徴収対策の強化により、前年度と比較して、調定額で2,181万4,052円、9.5%の減となりましたが、現下の厳しい経済雇用情勢などにより、収入額で853万6,730円、21.3%の減、収納率では2.3ポイントの減となりました。今後も滞納整理につきましては、税の公平性の確保からも、厳正かつ公正な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、317ページでございます。第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、予算現額18万円に對しまして、決算額は8万円で、執行率は44.4%となっております。国民健康保険運営協議会を2回開催し、国民健康保険事業の運営、特定健康診査等の進捗状況などについて審議をいたしました。

同じく、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、予算現額74万5,000円に對しまして、決算額は73万5,700円で、執行率は98.8%となっております。被保険者証の更新に合わせて制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のためのリーフレットを配布し、それぞれに理解を深めていただきました。

続きまして、318ページでございます。第2款保険給付費についてであります。款全体で、予算現額は21億5,888万2,000円に對しまして、決算額は21億5,144万7,645円で、執行率は99.7%となっております。

まず、318ページから319ページの第1項療養諸費であります。項全体で、予算現額19億2,460万4,000円に對しまして、決算額は19億2,418万3,951円で、執行率は99.9%となっております。前年度と比較いたしまして、1億6,998万7,481円、8.8%の増となっております。被保険者の高齢化が進展する中、被保険者数の伸びは微減ながらも、医療技術の高度化や、疾病構造の変化等に

より、保険給付費はこれからも増加するものと考えられます。

次に、３２０ページでございます。第２項高額療養費であります。項全体で、予算現額２億１，５９６万９，０００円に対しまして、決算額は２億１，４９１万８，４４４円で、執行率は９９．５％となっております。前年度と比較して、２，８９９万５，６４１円、１５．６％の増となっております。高額療養費は、７０歳以上の高齢者では、その自己負担限度額の基準が緩やかになることで、比較的少額の医療費であっても高額療養費の支給が発生することとなり、このことが高額療養費の増加に結びついているのではないかと分析をしております。

次に、３２１ページでございます。第３項移送費については、利用実績はございませんでした。

同じページの第４項出産育児諸費であります。項全体で、予算現額１，７２２万９，０００円に対しまして、決算額は１，１７０万５，２５０円で、執行率は６７．９％となっております。給付件数は２８件で、給付額で１，１７０万円となっており、前年度と比較して１１件、４６５万円の減となっております。妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう実施された国の緊急の少子化対策を受け、平成２１年１０月から支給額を３８万円から４２万円に引き上げております。この支援に合わせて、出産に伴う費用の支払いにつきましては、出産一時金を保険者が直接医療機関等に払うことにより、出産時の経済的負担を軽減させる出産育児一時金に直接支払制度も継続しております。

同じページの第５項葬祭諸費であります。予算現額９８万円に対しまして、決算額は６４万円で、執行率は６５．３％となっております。給付額は１件あたり２万円で、給付件数は３２件となっており、前年度と比較して２０件、４０万円の減となっております。

次に、３２２ページでございます。第３款後期高齢者支援金等についてであります。

款全体で、予算現額３億４，５００万２，０００円に対しまして、決算額は３億４，４９８万８，０７８円で、執行率は９９．９％となっております。後期高齢者医療制度は、患者負担を除き、国・県・市町村からの公費、現役世代からの支援金、高齢者本人の保険料で医療給付費を賄うこととなっております。このため、現役世代からの支援金として社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金を納付いたしました。

次に、３２３ページの第４款前期高齢者納付金等についてであります。款全体で、予算現額１２８万円に対しまして、決算額は１０２万１，７８４円で、執行率は７９．

８％となっております。

６５歳から７４歳までの前期高齢者の偏在による医療保険制度間の不均衡を是正するため、前期高齢者財政調整制度が平成２０年度に創設をされました。この制度は、前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するため、医療保険者間で前期高齢者納付金を負担し合い、前期高齢者が多い医療保険者に前期高齢者交付金として再配分されることとなっております。このため、保険者として負担する費用として、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金を納付いたしました。

次に、３２４ページでございます。第５款老人保健拠出金についてであります。款全体で、予算現額が５００万３，０００円に対しまして、決算額は５００万１，４３８円で、執行率は９９．９％となっております。老人保健拠出金は、老人保健制度の医療に要する費用の財源とするために、各医療保険者が拠出するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、平成２０年４月から、後期高齢者医療制度に移行したため、平成２１年度の精算に係る拠出金を納付いたしました。

次に、３２５ページでございます。第６款介護納付金についてであります。予算現額１億３，７４１万９，０００円に対しまして、決算額は１億３，７４１万８，７７６円で、執行率は９９．９％となっております。

介護納付金は、介護保険制度の給付費に要する費用につきまして、各医療保険者が介護保険の第２号被保険者の人数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、保険者として負担する費用を納付いたしております。

次に、３２６ページでございます。第７款共同事業拠出金についてであります。

款全体で、予算現額３億７６７万６，０００円に対しまして、決算額は２億９，６４０万８，９２９円で、執行率は９６．３％となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、奈良県国民健康保険団体連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って財源とする高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業などが実施されております。このため、これらの保険事業に対して拠出金を納付いたしております。

続きまして、第８款保険事業費についてであります。３２７ページから３２８ページとなっております。款全体で、予算現額２，８８１万５，０００円に対しまして、決算額は２，０４４万４，４０８円で、執行率は７０．９％となっております。

３２７ページの第１項特定健康診査等事業費では、予算現額２，４０７万１，０００円に対しまして、決算額は１，６４２万４，３４７円で、執行率は６８．２％となって

おります。平成２０年度から生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防とその予備軍の減少を目的とした健康診査、保健指導が医療保険者に義務づけられました。このため、高血圧、脳卒中などの生活習慣病を早期に発見するとともに、日常生活を見直し、生活習慣病を予防するために、個別健診にて特定健康診査を実施いたしました。受診者数は１，５７１人で、受診率は２７．６％となっております。

続きまして、３２８ページでございます。第２項の保健事業費であります。項全体で予算現額４７４万４，０００円に対しまして、決算額は４０２万６１円で、執行率は８４．７％となっております。健康に対する認識や医療給付についての理解を深めてもらうために医療費通知を送付するとともに、被保険者の健康保持・増進と疾病の早期発見のため、１０４人に対して人間ドック健診受診費用に対して助成を行いました。

同じページの第９款公債費につきましては未執行となっております。

続きまして、第１０款の諸支出金についてであります。３２９ページから３３０ページとなっております。款全体で、予算現額３，２５９万３，０００円に対しまして、決算額は３，１２３万９，０７９円で、執行率は９５．８％となっております。３２９ページの第１項償還金及び還付加算金は、項全体で、予算現額３，２３７万１，０００円に対しまして、決算額は３，１０２万１，６０７円で、執行率は９５．８％となっております。所得の修正や重複納付などによって、過誤納付となった国民健康保険税の還付と国庫補助金や療養給付費等交付金について、前年度で超過交付となっていたものを精算還付いたしております。

次に、３３０ページの第２項の療養費等指定公費立替金、第１目療養費等指定公費立替金では、予算現額２２万２，０００円に対しまして、決算額は２１万７，４７２円で、執行率は９８．０％となっております。７０歳から７４歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、自己負担を１割に据え置くため、国が負担している１割相当額の指定公費負担医療費分を保険者が一旦立てかえて支給します。その後、国民健康保険団体連合会を通じて、国に立替分を請求して、指定公費負担医療立替交付金が交付される仕組みとなっております。このため、療養費等指定公費立替金として、奈良県国民健康保険団体連合会に支出をいたしております。

同じページの第１１款予備費につきましては、予備費の充用はございませんでした。

同じページの第１２款前年度繰上充用金についてであります。平成２２年度会計におきまして、４億４，０８６万３，９４３円の歳入不足が生じたことから、平成２３年度

会計で繰り上げ充用の予算補正を措置しております。

続きまして、歳入決算の状況についてでございます。３０９ページにお戻りいただきたいと思ひます。３０９ページの表でございます。第２表の平成２３年度国民健康保険事業特別会計歳入決算の内訳をごらんいただきたいと思ひます。決算額は１，０００円単位となっております。

初めに、１行目の第１款国民健康保険税では、決算額は６億８，２４６万５，０００円となっております。現下の厳しい経済雇用情勢などにより、前年度と比較して１，３５８万７，０００円、２．０％の減となっております。

次に、２行目の第２款国庫支出金では、決算額は７億１，９６０万９，０００円となっております。制度廃止による老人保健医療費拠出金負担金が減額となったものの、療養給付費等負担金、財政調整交付金などが増額となったことから、前年度と比較して、８，４４１万円、１３．３％の増となっております。

次に、３行目の第３款療養給付費等交付金では、決算額が７，９１２万６，０００円となっております。前年度と比較して４３１万５，０００円、５．８％の増となっております。退職被保険者等の保険給付費、老人保健拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、４行目の第４款前期高齢者交付金では、決算額は９億１４５万円となっております。歳出のほうでもご説明を申しあげましたとおり、前期高齢者の各医療保険者間での偏在による給付等に対する負担の不均衡を調整するために、社会保険診療報酬支払基金から再配分されるもので、前年度と比較して４，７２１万８，０００円、５．５％の増となっております。

次に、５行目の第５款県支出金では、決算額は１億３，３１３万７，０００円となっております。高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金などが増額となったことや、高額共同事業に係る財政負担増として、特別調整交付金が交付されたことなどにより、前年度と比較して、５０１万３，０００円、３．６％の減となっております。

次に、６行目の第６款共同事業交付金では、決算額は３億２５２万１，０００円となっております。高額医療費の発生による影響を緩和するために交付されるもので、前年度と比較して、５，２５６万７，０００円、２１．０％の増となっております。

次に、８行目の第８款繰入金では、決算額は１億９，４７３万９，０００円となっております。前年度と比較して、１，７８２万７，０００円、８．４％の減となっております。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費及び療養給付費に係

る町負担などの法定繰入金のほか、制度上における介護納付の赤字を補填するための財源は一般会計から支援していただいております。

次に、9行目の第9款繰越金につきましては、平成22年度会計においても、実質収支が赤字となったことから、決算余剰金は発生をしておりません。

最後に、10行目の第10款諸収入では、決算額は412万9,000円となっております。前年度と比較して472万9,000円、53.4%の減となっております。国民健康保険税の納付に伴う延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、70歳以上の負担凍結に伴う療養費等指定公費返還金などが主なものとなっております。

国民健康保険制度は、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、疾病構造の変化などによる医療費が増加しており、国民健康保険を取り巻く環境は一段と厳しくなっております。このような状況の中で被保険者の疾病や負傷に対し、医療保険給付を行うなど、医療サービスの安定的な提供に努めております。その基盤となる財源は3年連続して単年度収支が前期高齢者交付金制度等により黒字となっておりましたが、平成23年度決算では、保険給付費の大幅な増によりまして、単年度収支で赤字となりました。今後も、国保財政は医療費の増加等により厳しい状況が続くものと考えております。

今後におきましても、国民健康保険事業の健全で安定的な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第5号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案のとおり認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○飯高委員長 国民健康保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 313ページの国民健康保険税のところですけども、これ町税のほうでもお尋ねしましたが、差し押さえの対象に学資保険は入っていますか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 差し押さえの対象要件に学資保険は入っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 それは町税のほうの差し押さえと考え方が違うんですかね。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 町税のほうでも学資保険の差し押さえは、今回1件あったと聞いて

おりますけれども。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 町税のほうの差し押さえのところでお尋ねしたときには、生命保険と一体型になっているような学資保険で差し押さえがあったということで、学資保険単体のものについては差し押さえの対象にしてないという考え方が示されたんですが、国保税のほうではいかがでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 申しわけございません。生命保険と一体型になった学資保険の差し押さえが今回1件押さえております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、考え方として、学資保険単体のものは対象とはしていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 学資保険単体での差し押さえはしておりません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

それと、318ページの保険給付費のところでお尋ねするんですけれども、23年度で、単年度で、これまで3年間黒字できていたのが、赤字になってしまったということで、ひとり当たりの医療費なんかも見ていると物すごい伸びなんですけれども、これはどういった背景があるのかなと。別のときにお尋ねしたところ、県下の市町村でも赤字のところもあれば黒字のところもあるという話も答弁いただいている状況やとか、あと、近隣の町村なんかでも、保険給付費の総額自体は減っているよというような話はお聞きするんですが、斑鳩町はひとり当たりの医療費も上がっているし、保険給付費の総額もかなり大きな金額になっているというような状況で、何か斑鳩町としての特徴があるのかなというふうに思うんですが、その辺のところはどのように考えておられるのでしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう以前にもありますように、国保料金の値上げ等、改正した段階では、3年というひとつの周期で、必ず6億円近くの繰上充用、借金があったわけですから、それが4億6,000万円まで戻ってきたんです。しかし、これが3年目ですから、ようやくまた上がってきたと。これはもう当然、日本共産党さんは必ず国民健康保険料

は1万円値下げしているとおっしゃいますけれども、とてもそういう中堅的な2万8,000人の人口を抱える都市近郊では、なかなかそう難しい問題。それとやっぱり病院がありますし、いろんな関係の特別養護老人ホームもありますし、そういうことを考えますと、今、特別養護老人ホームでも全部、斑鳩町の住居に変えなかったらいけませんから、全部入ってまいりますから。そういうことを踏まえますと、今2,000万円ほど、この23年度決算で赤字ですから、やっぱりこれまた5億から上がっていくんではないかなと。やっぱり繰上充用できるからということで、ずっとこれを抑えてきておりますけれども、やっぱり国民健康保険の運営協議会では、3年を1つの周期としてやっていかないといけないけど、なかなかそういう決断というのができませんからね。もう絶対あかんというのだったらあれですけど、まだ借金をしながらでも繰上充用ができるということでご辛抱願ってますけれども、そういうご理解をいただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 運営的には保険料はできるだけ引き上げないということで、いろいろ柔軟な運用をしていただいておりますのでね、その点は高く評価をさせていただきますし、で、介護納付金なんかの赤字については、一般会計から繰り入れもされているということで、この点についても高く評価をしています。ただ、3年周期で保険料ということですが、これまた医療費も、今後もどんどん高くなっていくやろうということで、やっぱり対策というのはどうしても必要になってくるかなと思うんですが、ただ、どうしていったらいいのかというのはなかなか難しいんですが、いろいろこの間、予防をどうしていくのかというところで、市町村によって大分やり方も変わってきているような状況もあるのかなというふうに思うんですが、そうですね、県下でも医療費の伸びを抑えるということで、予防のほうに工夫をしておられるような市町村の情報なんかというのは、担当のほうでつかんでおられないですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 当然、医療の給付は、これからますますふえてくるものと考えておりまして、当然、予防が一番大事やと思っております、当然。それで、今、年に6回、医療費通知等も発行して、その中に啓発のパンフレットを入れたりもしておりますけれども、さらにまたこれを推し進めまして、医療費を抑える対策といたしましては、他町村を見てみますと、ジェネリックの差額通知というものを出して、今この使ってはる薬をこのジェネリック医薬品に変えるとこれだけの金額が安くなりますよということで、医療費を少しずつ抑えているといった市町村もございますので、そういった市町村の事例

を見ながら検討もしてまいりたいと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、医療費を抑えていくということで、その工夫について、ほかでやっているところが、ジェネリックの推進を力を入れてやっているということで、確かにジェネリックにかえると金額的には安くなりますので、それがどんどん普及すれば、医薬品に係る費用というのは抑えられるかなと思いますので、それをぜひ進めていただきたいというのと、あとは予防の観点から言うと、やっぱり特定健診なんかをしっかりと受けていただくとか、山添村の取り組みなんかで言うと、保健センターのほうで住民一人ひとりの健康について把握をして、保健師さんがアドバイスをを行っているというようなやり方をしているというのは聞いたことがあるんです。それがそのまま斑鳩町でできるかどうかというのはまた別の話かなとは思いますが、やっぱりどう予防に力を入れる、あるいは病気の早期発見に力を入れて医療費を抑制していくというようなところを力を入れていくのが必要やなと。医療費の伸びについて、より細かい分析ができるのであれば、それをぜひ進めていただきたいというふうに思うんです。担当のほうでもお聞きすると、特別何か理由があって医療費がぼんと高くなっているという状況ではなくて、本当に一人ひとりに係る病院にかかるときのお金やったり、薬のお金やったりということで、その特別な理由があるというような状況ではないというふうにお聞きはしたんですが、そうですね、なかなかレセプトなんかの調査というのも、少ない職員さんで点検して分析していくというのも、非常に大変なことではあるかと思うんですが、今後、どういうふうにして医療費を少なくしていけるかというのと、やっぱり早期発見、予防のほうで力を入れていっていただきたいというふうに思いますので、お願いしておきます。

それとすいません。次に321ページの出産育児一時金なんですが、これ23年度で28人と。前年度からすると減っているんですが、これ所得制限とかってありましたか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 所得制限はございません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、これがそのまま、この年度の出生数になるというふうにとらえていいんですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 この人数は斑鳩町の国保の方の出生数でございまして、ちなみに平成23年度の斑鳩町の出生数は254人となっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 国保の加入者も微減ということで、全世帯の3分の1以上は国保に加入しておられるので、一定、全体の影響もあるのかなと思って見てたんですが、私の見落としもありまして。そうですね、国保に加入している方の出産の数ということですので、これも減少していることについての原因というんですかね。その辺は難しいかな。わかりませんか。

○飯高委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 やはり若い若年の方の、国民健康保険の加入の割合が、高齢者の方が多いということで、国民健康保険に加入されている年齢の構成の割合がやはり若年層が少ないのではないかとということから、やはり出生者数も減ってきているのではないかと。町全体としてはふえておりますけれど、ほかの社会保険とかに加入されているということで、国民健康保険に加入されている年齢の構成が若干、少し下がってきているのではないかと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今まあ確かに高齢化が進んで、高齢者世帯もふえていってますけども、いろいろ会社のほうの保険に入れないということで、若年の方も加入してきているんで、今部長がおっしゃったように、年齢層的に若い方が減ってきているというふうになるのかなというふうに、ちょっと疑問には思ったんですが、今そこはもう別に議論するつもりもありませんので。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 斑鳩町の国民健康保険の被保険者の年齢別の構成割合というのがわかっておりますので、ちょっとここで申しあげますと、10歳代が9%、そして20歳代が6.2%、そして30歳代が9%、40歳代が9.2%、50歳代が10.1%、60歳代が34.8%、そして70歳代が全体の21.7%となっておりまして、平均年齢は53歳となっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 前年度の平均年齢はどうですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 前年度の平均年齢も大体同じような、似通った数字になっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 極端に若年層が減っているというわけでもなさそうですのでね、たまたま出産する人が少なかったのか、あとは、社会的背景ですね。今若い人が結婚したり出産したりするのに費用がないと。それだけの収入もないと。この出産育児一時金についても支給されていますけれども、そういう背景もひょっとしたら影響されてきているのかなというふうに若干思ったんで、この質問についてはこれでおいておきます。

引き続き、この制度自体は非常にすばらしいし、頑張っている制度だと思いますので、より多くの方に活用していただけるように、また町のほうでもよろしくお願いいたします。

そうしましたら、引き続いて、３２２ページの後期高齢者支援金と、さらに３２５ページの介護納付金のところなんですけど、先ほども触れましたが、この国民健康保険特別会計の中で介護納付金については、構造的に赤字が出るということで、町のほうでも一般会計から補填をされるという形でしていただけてますが、２３年度でいうと、介護保険の納付金の中で赤字が発生しているという金額は幾らになるんですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 １，２０２万円程度になると思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 この構造的に、こうして介護納付金に赤字が出るように、後期高齢者支援金についても、構造的に赤字が出るのかなというふうに思うんですが、そっちのほうはいかがでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 後期高齢者支援金につきましても、約１，８８７万程度の赤字というか、マイナスになると考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 この制度自体が非常に赤字が出る構造になってしまっていること自体、非常に問題があるというふうに思うんですが、だんだんと国保の赤字についても、これまでせっかく累積赤字を減らしていけるかなと思っていたところで、また赤字に転換するというような状況の中で、本来、国がきちっと市町村に対して、国保に係る国の負担分を元に戻すということは絶対必要なことやというふうに思いますし、そういうふうに申しあげてはきたんですが、ただもう今、事実上こうした赤字構造が出ているという中で、この後期高齢者支援金について、一般会計から繰り入れをするというような考え方が、今後あるのか、ないのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 この赤字の問題、制度のと言われておりますけども、制度よりもうちの国保の料金体系にあるということで、本来では、介護納付金に見合う分は保険者からもらわないけませんねんけども、やはり大きな負担になるということで、余り値上げをしてこなかった経過がございます。で、後期高齢者も同様の理由で、こういう赤字が出ているということで、やはりこれはもう町のそういう方針でやってきたために赤字が生まれているということを理解していただきたいと思います。

その次に、後期高齢者の赤字ですけども、後期高齢者が始まって以来、ずっと赤字が続いておりますので、その中で、数年前に政権のほうで後期高齢者も廃止すると。その後についてはどう考えるかということと言われておりました。本来でしたら、平成25年に廃止すると言われておりましたけども、これまた先伸びになっておりますけども、当初、町が考えておりましたのは、後期高齢者が廃止になる段階において、それまでの赤字をどうしようかということ、また議会の皆さんとご相談させていただこうと思っておりました。今現在でもやはり、この後期高齢者の制度を見据える中で、今後の動向を見る中で、この今までの赤字、またその時点での繰上充用の額を見合いながら、また連結決算もありますので、そこらを総合的に勘案しながら、このあり方を考えていきたいと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。そうしましたら、十分検討のほどよろしく願います。

そうしたらすいません。続きまして、327ページの特定健康診査の実施なんですが、今、受診率27.6%ということで、この間、町もかなり頑張って、受診の呼びかけをしていただいていると思うんですが、もともとこれ、この制度ができたときに、国のほうは受診率の目標数値をクリアできないとペナルティを課するという制度をつくっていたと思うんですが、1回目の目標の年度というんですか、いつになっていたのかというのと、それに対して今どういう状況なのかというのをお尋ねしておきたいと思うんです。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 国は平成24年度までに健診の受診率を65%、また、特定健康指導実施率を45%という基本指針を掲げておりました。そして、この目標値を達成できないと、25年度から財政的なペナルティ、といいますのは、後期支援金分を最大で1割加算しますよというペナルティを課すといったしておりましたけれども、それは保険者

のインセンティブやペナルティを与えることで特定健診の受診率を向上させ、生活習慣病予防につなげるということが狙いでしたけれども、この制度につきまして、厚生労働省は、この6月に加算額は支援金の0.23%に設定するという案を示しております。加算されるのは、補正後の24年度の特定健康診査の実施率と特定健康保健指導の実施率の積が、0.0015未満の保険者に加算金を課すということを示しております。

それで、対象となるのは、25年度の支援金分からとなりますけれども、実際には平成27年度の概算の後期支援金と合わせて支払うことになってくると聞いておりまして、今のところ、22年度ベースで、その試算によりますと、加算の保険者は全国で19の保険者にとどまると言われておりまして、奈良県では、県に聞きますとないということを知っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、今の斑鳩町のこの受診率でも、ペナルティがかかってはこないという方向で、見直しされているということで理解しておきたいと思います。そもそも、そういうペナルティをつくったこと自体、問題があるというふうに思っていましたし、それら受診率も65%よりももっと高い数字で受診していただかないとやっぱり困るんですが、なかなか今のこの実績を見ていても容易な数字じゃないですからね。その点は一安心しましたが、先ほどからも申しあげていますように、やっぱり予防というんですね、早期発見の観点から医療費を抑えていくということについては、この特定健診もいっぱい受診していただけるようにということで、町のほうで頑張りたいと思うんですが、町のほうとして、その点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 おっしゃいますように、ここ始まって以来、受診率は平均28%前後で推移をしております、ちなみに40歳から50歳の男性の受診率が特に低いという結果も出ておりまして、今年度から今まで個別健診で特定健診を行ってございましたけれども、今年度から少しでも受診率を上げようということで、保健センターのほうで、がん検診と同時に集団健診を年3回実施しております。今年度につきましては、もう2回実施しておりますけれども、53の方が前年度で未受診の方が今回受けておられるという結果が出ておりますので、これからも引き続いてこういう特定健診の受診率につなげることに努力をしてまいりたいと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。既に実施していただいて、ふえているという状況ですので、引き続き上げていっていただけるように、町のほうもよろしくお願いいたします。

すみません、それから、328ページの人間ドックのところなんですけど、この助成件数を見せていただくと、104件というふうになっているんですが、これは脳ドックと同じように枠を広げたんですよね。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 もともと定員というのが100名でございましたけれども、2年前から120名に上げています。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、この数値から見ると、定員いっぱいまで申し込みがなかったということですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○木澤委員 過去の申し込みの件数なんかというのは、定数が100のときは、それに入りきらないでいっぱいきているという状況やったと思うんですが、そのときの申し込み数なんかというのは。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 何年か前は確か定員が50やったと思うんですけども、その50のときは、当然、定員オーバーをしていて、先着順のような気がいたします。

(「抽せん」と呼ぶ者あり)

○寺田国保医療課長 抽せんでした。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、そしたら、定員を広げることで、その申込者数に対しては対応しているというふうに理解をしておきます。その上で、せっかく120人に広げていただいて、104名ということで、まだ受けていただける方の空きがあるということであれば、以前に対象年齢の引き下げについて、今40歳からですが、30歳以上の方についても、これも自分のことじゃないですけども、メタボリックシンドロームになる方もだんだんと年齢も低くなってきているというような状況やったりとか、先ほども申しあげましたが、会社のほうの保険に入れなくて若い方でも国保に加入しておられる方というのはふえていると思うんです。若い方でも、私の知り合いでも胃がんになってしまう人とか、20代で、という人もいてましたんで、3大成人病と言われるような病気の低年齢化というのに進んでいるかと思いますので、ぜひそういった方にも人間ドッ

クを受けていただけるようにしてほしいなというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 これは議会の皆さん方からやっぱりこういう人間ドックでも50では足らんから、数が多いからということで120という、ひとつのあれをしているわけです。で、104やったら余っているやないかということよりも、私は受けていただける、そういう環境を何ぼしても、なかなか受けない。やっぱりそれはわかっているんですよ。なったらそれはわかるんです。ならなかったら健康やということで、ええやん、もうそんなん、仮に血糖値でも200ぐらいでも、「そんなん、わし、別に何も影響ありませんわ」という人もたくさんいます。必ず医者にかかっておるということは、そしたら、たまたま健診したら200が出たから注意しなさいと言ったかて、それでそのままいつてはる人も多いんですよ。木澤委員おっしゃるように、年齢を下げたからというも、結局そういう病にかかるということは、その方がやっぱりそういうことに絶えず注意をされていると思います。そういう方は注意をされているんです。それ以外に、やっぱりなかなか健診を受けない。メタボリックシンドロームでも、この間、南野医師会長が言うように、なかなか腹回りを測るにも、女性がいらんと言う人がもう大半やと。これがいいのか、悪いのかということを医師会の会長がおっしゃってますように、やっぱり国としてもそういう方向づけというものを、私は、やっぱりこの国民健康保険でも、毎年会議に行きますと、全国大会へ行ったたら、もう政党間は全部、自分の逃げることばかりです。これという施策を言わないんです。これをずっとこれ延長してきているんです。どこが悪い、どこが悪いって言ったら、今度は県がやれと言ったら、県は反対やと言って、もう絶対しないとかいうことを言ってますけども、今、一元化と言ってますけども、それやったらこの借金をどう背負うかということも必ず出てくるんです。やっぱりそういうことを十分、国としても、先の10年、20年先のことを考えていかなかったら、私は何かやっぱりもう今、金があったらちょっと子どもさんが生まれた何ぼかやっていこうとか、いろんなことをされますけれども、やっぱりそういう基本的なものを、先のことを考えて政治をやっていくというのが一番大事やないかと。

国民健康保険なんか、ずっとこれを言っておるわけです。ずっと言っているのは、中でも日本共産党は1万円下げよ、1万円下げよばかり言っておるわけです。それで結局皆さん方が1万円下げよと。これだけ赤字が続いてですよ、1万円下げるところか、結局、そういうところも政策的に、我々、全国大会行かせていただいたら、共産党さん

も出てきはります。そういうこともおっしゃいます。しかし、その原資はどうなるかと言ったら、それはもうそうやと。今でも、国のほうも、結局 1 割負担、2 割負担、3 割負担、3 割負担にしようということになったけど、やっぱり 70 歳以上はまだ 1 割負担ですよ。だから、このことがいつまでこれ続くのかどうか知りませんが、これがいいわ、いいわ、ということでは、私はやっぱり借金はたまっていくわけですから。この借金をどう返済していくかということも、必ず、おっしゃるのは、もう孫末代には借金をなくしていくということを必ずおっしゃるんです。借金を背負った子どもさんたちが、どうしていくのかということがありますから。

そこらを木澤委員も考えていただかんと、ただやっぱり施策としては、やっぱり議員さんから、議会から、50 人の枠が 120 人になって、抽選で当たらなかったと。そして、やっぱり皆さんからひとつご要望で、来年度何とかしてくれということで、120 というひとつの枠を設定した。そしたら今後、104 になったということになって、足らんやないか、余ったやないかと、こうなるんです。やっぱりそこらはそういうことで、できるだけ受診をしていただく、120 人をオーバーするぐらいの気持ちを持っていただいたら、もっと予防医学として助かるんじゃないかと思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 最後に町長がおっしゃっていただいたように、受けていただくことで病気の早期発見、予防医学につながるんで、やっぱり受けていただくことで、後々の医療費抑制につながるということで、この人間ドックというのをやっていただいていると思いますので、もちろん 40 歳以上の方にも引き続き受診をしていただけるように啓発をしていただく必要はあるかと思いますが、私はその点で、病気の低年齢化が進む中で、年齢の引き下げについてもぜひ検討していただきたいというのと、あと、医療費の 1 万円引き下げのことですが、共産党が言っているのは、町村だけでやるということを書いてないですし、国や県についてもきちっと財政的な責任を果たしていただくべきだということで政策提起してますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。以上です。

○飯高委員長 ここで、お昼の 1 時 10 分まで休憩いたします。

(午後 0 時 5 分 休憩)

(午後 1 時 10 分 再開)

○飯高委員長 再開いたします。引き続き質疑をお受けいたします。木田委員。

○木田委員 成果表の 316 ページの不納欠損処分の状況ということなんですけれども、件

数的に165件の1,576万9,805円ですか、この人たちは何人かちょっと同じ人ということは考えられるので165人かなと思いますねんけれども、この人たちはこれだけやなしに、町県民税とか、あるいは介護保険もそれに関連して滞納しておられるのではないかなというふうに、私はそういうふうに考えますねんけれども、そうした人が行方知れずということで、請求もできないというようなことなんですねけれども、そうした人は、そうしたら不納欠損処分されて以後というんですか、それはもうずっと住所不定になっていくんですかな。どこかで住所変更とかいうことで、その町村とかへ入るということは、住民票を移すということはできないんですかな。これはもう、ずっと一生、払わん以上は、住所不定でその家族も一緒にそういうふうな状況になっていくんでっしゃろかな。どないですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 当然、この不納欠損の場合、国民健康保険税を滞納してはる場合、他の税金も滞納している方が複数おられます、当然。斑鳩町に住所を置いたまま、行方知らずの人も何人かおられますけれども、私たち、その住所地のところへ赴いておりますけれども表札がなかったりして、どうしてもつかめないというものもございます。そして、住所地をずっと置いておかれたら、当然、国民健康保険税も、最低の国民健康保険税がずっとかかってきますので、そうした場合、実際の実態調査というので現地に赴きまして、もう何年間かおられなかった場合、もう住民課に連絡して処理をお願いをしているところでございます。

○飯高委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 そして今言ったように、住民課へきましたときには、現地調査をしまして、そして回りの方々に聞きまして、それであと住民票を抹消します。抹消したときに、この住民票がなくなってしまうので、もし出てこられた場合は、次の新しい住所地で戸籍と戸籍の附票を持っていてもらいますと、住所が設定できますので、それでまた住民票がいきますので、できます。以上です。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 そしてそのときに、仮に出てきはったら、そうしたらその不納欠損処理してはったら、それを遡って払ってもらえるということ是可以するんですかな。もう一応、この欠損処分が終わってはったら、新たにそないして、また住所のそれ変更というんですか、それをされたら、それいけるということやけれども、その債権については、もうそれではなくなってるんですかな。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 その場合、一度不納欠損をしていますので、その債権はその時点で消滅しております。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 327ページの特定健康診査等の実施の件なんです、60歳以上の方の受診率を教えてください。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 申しわけございません。今ちょっと手持ちに持っているのが、45歳から49歳、そして50歳から55歳の男性の場合の受診率しか持っておりません。その場合でしたら5.4%しかやってません。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 一応、こないだの、先ほどの比率の話からいくと、60歳以上の方が一番加入が多いと聞いてましたので、また後からでも教えていただけますか。

もう1点、これは自己負担があったと思いますねんけれども、ないんですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 特定健康診査を受診された場合、受診料は無料となっております。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第8号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第8号

平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成24年9月4日提出

斑鳩町長 小城利重

失礼して、座って説明させていただきます。

歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。歳入歳出決算書の４０ページでございます。

平成２３年度介護保険事業特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額が１７億２，８７２万１，２５９円、歳出総額が１７億１，３３５万４，０１０円となり、歳入歳出差引額は１，５３６万７，２４９円の歳入超過となっております。決算におきまして、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差引額は平成２４年度会計に繰り越すこととなります。また、国庫支出金や県支出金などは超過交付となったため、平成２４年度において、償還することとなります。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部からそれぞれの款ごとにご説明を申しあげます。主要な施策の成果報告書の３４４ページをお開きいただきたいと思います。

３４４ページから３４８ページの第１款総務費でございます。まず、３４４ページの第１項総務管理費では、予算現額２，４７５万７，０００円に対しまして、決算額は２，４５７万１９５円で、執行率は９９．２％でございます。この科目は、介護保険事務に係る職員の人件費のほか、電算のソフト使用料や国民健康保険団体連合会への負担金が主なものでございます。

次に、３４５ページから３４６ページの第２項徴収費でございます。予算現額が１５２万４，０００円に対しまして決算額は１４９万６，４９３円で、執行率は９８．２％でございます。この科目は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経常的な経費の支出がその主なものでございます。平成２３年度の介護保険料につきましては、第４期介護保険事業計画で示された納付額に基づき、年間基準額４万８，０００円をもって賦課を行いました。現年度分の保険料の調定額につきましては、特別徴収が３億１，６８０万３，５２０円。普通徴収が２，７１９万３，４８０円でありました。また、滞納繰越分の保険料の調定額は普通徴収で１，２８９万８，１０５円であり、調定額の総合計は３億５，６８９万５，１０５円で行いました。

収納状況でございますが、現年度分の特別徴収は１００％の収納率であります。普通徴収につきましては、還付未済を除く納付額が２，３１４万５，５２０円であり、収納率は８５．１％であります。特別徴収と普通徴収を合わせました収納率については９８．８％でございます。現年分の介護保険料の徴収率につきましては、普通徴収において前年度より若干上昇いたしましたが、依然として収納に向けての取り組みが必要であると考えております。口座振替の被保険者は増加しているものの多くはないことから、

引き続き口座振替を推進するとともに介護保険が社会保険制度として相互扶助の考えに成り立っている制度であることに理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。また、慢性的な滞納者をつくらないよう、ほかの課とも連携を図りながら収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、３４７ページでございます。第３項の介護認定審査会費では、予算現額１，８９３万８，０００円に対しまして、決算額は１，７６０万３，８０６円で、執行率は９３％であります。この科目は、介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金、また認定調査や主治医意見書の作成に係る経費が主なものでございます。認定審査については、居宅介護支援事業所や介護福祉施設等に委託するほか、新規申請と変更申請に係る認定調査については、認定の公平性を確保する観点から町が直接行うこととし、支援専門員の資格を有した認定調査専門の臨時職員を２人雇用いたしております。

次に、第４項趣旨普及費では、予算現額３５万３，０００円に対しまして決算額は３３万６，０００円で、執行率は９５．２％であります。この科目は、介護保険制度を周知するため保険料額の決定の際に配布する啓発パンフレットを作成した経費であります。

次に３４８ページでございます。第５項介護保険運営協議会費では、予算現額２０万円に対しまして決算額は２０万円で、執行率は１００％であります。この科目は、介護保険運営協議会の開催に係る経費を支出したものであります。平成２３年度は、平成２４年度から平成２６年度までの第５期介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定するために、それに係る保険給付や介護予防サービスの給付量の推計など、重要事項を検討していただいたことから、例年より３回多く、計５回開催をいたしております。

次に、第６項地域包括支援センター運営協議会費では、予算現額４万円でありましたが、執行はございませんでした。この科目は、地域包括支援センター運営協議会の委員の報酬であります。同委員は全て介護保険運営協議会の委員であり、平成２３年度に開催した２回の協議会は介護保険運営協議会と同日に開催したものであったためでございます。

続いて、３４９ページから３５２ページの第２款介護給付費でございます。款全体では、予算現額１６億３，９２５万２，０００円に対しまして、決算額は１６億２，７３１万６，４４４円で、執行率は９９．３％であります。介護給付費は、要介護認定または要支援認定を受けた被保険者が主として介護サービスや介護予防サービスを受けたときに、その費用の９割に当たる保険給付を支出する科目であり、介護保険事業特別会計

の歳出予算の大半を占める科目であります。平成２３年度の介護給付費の総額の事業計画上の執行割合は約１０２．５７％でありました。この平成２３年度で第４期事業計画期間が終了いたしますが、初年度である平成２１年度と比較いたしますと、介護給付費は約１０％増加しております。

まず、３４９ページの第１項介護サービス等諸費では、予算現額１４億７，０７１万１，０００円に対しまして、決算額は１４億７，０７０万５，２０２円で、執行率は９９．９％であります。この科目は、要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付であります。

このうち最も給付額が大きいのは居宅サービスに係る経費であり、次いで施設サービスが続きます。この施設サービスは介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の入所に係る給付であり、要介護認定を受けていなければ利用することができないサービスであります。

次に、３５０ページでございます。第２項介護予防サービス等諸費では、予算現額７，５７６万９，０００円に対しまして、決算額は６，７９２万８，９９２円で、執行率は８９．７％であります。この科目は、要支援認定を受けた被保険者の居宅サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付であります。

次に、第３項のその他諸費では、予算現額２６５万９，０００円に対しまして、決算額は２６５万８，８６０円で、執行率は９９．９％であります。この科目は、保険給付に係る審査支払手数料であり、国民健康保険団体連合会に支出をしております。

次に、３５１ページでございます。第４項の高額サービス等費では、予算現額２，９１８万６，０００円に対しまして決算額は２，９０１万５，６６２円で、執行率は９９．４％であります。この科目は、高額介護予防サービス費を支出したものであります。同じ月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合等にその超過額を給付するものであります。

次に、第５項高額医療合算サービス等費では、予算現額６６７万３，０００円に対しまして決算額は３５８万９，５６３円で、執行率は５３．８％であります。この科目は、介護保険と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算して、その額が所得に応じた負担限度額を超えた場合、その超過額のうち介護保険に係る部分を支出したものであります。

次に、３５２ページでございます。第６項の特定入所者介護サービス等費では、予算現額５，４２５万４，０００円に対しまして決算額は５，３４１万８，１６５円で、執

行率は98.5%でございます。この科目は、低所得者の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合に、その超過額について保険から給付をするものであります。

次に、353ページでございます。

第3款 基金積立金であります。款全体では予算現額7万8,000円に対しまして決算額は2万1,306円で、執行率は27.3%であります。介護保険者が所管する介護保険給付費準備基金の運用益を積み立てたものであります。

次に、354ページから361ページの第4款地域支援事業費であります。款全体では、予算現額4,155万7,000円に対しまして、決算額は3,283万3,172円で、執行率は79%であります。

まず、354ページから357ページの第1項の介護予防事業費でございます。予算現額が1,108万6,000円に対しまして、決算額は749万1,710円で、執行率は67.6%であります。

介護予防事業費は、一次予防事業費と二次予防事業費により構成されています。一次予防事業は原則として二次予防事業対象者以外の高齢者を対象として、主として運動指導士等による転倒防止、運動器の機能低下予防に関する教室を開催したものであり、二次予防事業は、将来要介護状態となるリスクの高い虚弱高齢者に対し、運動指導や栄養の相談等を行うことにより、転倒防止や生活機能の向上を図るものであります。しかし、食の自立支援などについては、事業実施を予定していたものの、利用者がございませんでした。

なお、従前、国民健康保険の特定健康診査と同時に実施しておりました二次予防事業対象者の把握のための生活機能に関するチェックリストについて、平成23年度は要介護、要支援認定者を除く高齢者全員に郵送により回答を求めたため、該当者が前年度に比べ増加をいたしております。地域包括支援センターにおいて、チェックリストをもとに事業参加の可能性や意向を確認し、それぞれに応じたサービスの提供を実施したところでございます。

358ページから361ページの第2項包括的支援事業・任意事業費でございます。

予算現額が3,047万1,000円に対しまして決算額は2,534万1,462円で、執行率は83.2%であります。包括的支援事業費・任意事業費は、包括的支援事業費と任意事業費より構成されております。まず、包括的支援事業費であります、斑鳩町地域包括支援センター運営に係る費用で、その事業運営費を斑鳩町社会福祉協議

会に委託をいたしております。

斑鳩町地域包括支援センターには、センター長、社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャーを配置しており、高齢者の相談や二次予防事業対象高齢者を把握するとともに、介護予防サービスを希望される方に介護予防プランを作成し、運動機能向上、栄養改善等、地域支援事業の各種サービスの利用の勧奨に努めたところでございます。

次に、任意事業費であります。家族介護教室として、高齢者を介護している家庭に対しまして、知識や技能を習得してもらうために実施をいたしております。また、家族介護用品の支給として、常時失禁状態にある高齢者を介護されている一定の所得の範囲内の方を対象に、紙おむつ、寝巻、パジャマやおむつカバー等の介護用品を支給し、家族介護を支援をいたしました。さらに、徘徊高齢者家族支援サービスの提供として、認知症の高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステムの使用料を助成しており、家族の介護における負担の軽減に努めているところであります。また、身体等の理由により調理が困難な方や栄養バランス面で問題のある方に対して、居宅を訪問して昼食を配食しながら、高齢者の安否確認を行う配食サービスの提供を実施をいたしました。さらに、ひとり暮らしの高齢者等が、万一の緊急事態に救急や支援を求めることができるため、緊急通報装置を設置し、24時間の連絡受信体制をとりました。

次に、362ページの第5款諸支出金であります。款全体では、予算現額1,080万9,000円に対しまして、決算額は897万6,594円で、執行率は83.0%であります。平成22年度は以前の第1号被保険者の保険料の還付金と国・県の支出金及び支払基金交付金の超過交付の返還金でございます。

次に、第6款予備費であります。充用はございませんでした。

続きまして、歳入の内訳についてご説明をいたします。342ページにお戻りをいただきたいと思います。342ページの第2表の平成23年度介護保険事業特別会計歳入決算の内訳でございます。この決算額については千円単位で表記をしております。

まず1行目、第1款保険料でございますが、決算額が3億4,295万3,450円であります。内容につきましては、歳出で説明をさせていただいております。

次に2行目、第2款使用料及び手数料は、決算額が2,450円であり、保険料に係る督促手数料となっております。

次に3行目、第3款国庫支出金は、決算額は3億4,870万4,769円となっております。介護給付費に係る国の負担金及び財政調整交付金として、国庫負担金と国庫補助金等を受け入れたものであります。国庫負担金は、介護給付費負担金であり、居宅

サービスの給付費の約 20%、施設サービスの給付費の 15%相当額が交付されます。国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金がありますが、調整交付金は介護給付の 2.36%、また地域支援事業交付金は介護予防事業費に係る経費の 25%、包括的支援・任意事業の費用の 40%相当分が交付されます。

次に 4 行目でございます。第 4 款の支払基金支出金は、決算額が 4 億 9,218 万 4,435 円であります。支払基金交付金として、介護給付費交付金と地域支援事業交付金を受け入れたものであります。介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の保険料分として、介護給付費の約 30%相当分を交付されるものであり、また地域支援事業交付金は介護予防事業費における費用の 30%相当額を交付されるものであります。

次に 5 行目でございます。第 5 款県支出金は、決算額が 2 億 4,871 万 4,300 円となっております。県支出金として、県負担金及び県補助金を受け入れたものでございます。県負担金は介護給付費負担金であり、居宅サービスの給付費の 12.5%、施設サービスの給付費の 17.5%相当額が交付されます。また、県補助金は地域支援事業交付金であり、介護予防事業に係る費用の 12.5%、包括的支援・任意事業費用の 20%相当額が交付されております。

次に 6 行目、第 6 款財産収入は、決算額が 2 万 1,306 円であります。介護保険給付費準備基金の利子となっております。

次に 7 行目、第 7 款寄附金ではありますが、受け入れはございませんでした。

次に 8 行目、第 8 款繰入金は、決算額は 2 億 8,288 万 6,120 円でございます。一般会計からの繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金であります。このうち、介護給付費繰入金は、介護給付費の 12.5%に相当するものであり、また地域支援事業費繰入金は介護予防事業の費用の 12.5%、包括的支援任意事業の費用の 20%に相当するものでございます。一方、基金繰入金は、介護保険給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金から受け入れたものでございます。

次に 9 行目、第 9 款繰越金は、決算額が 1,039 万 3,932 円でございます。平成 22 年度の本特別会計におけます歳入と歳出の差額につきましては、歳入が上回ったことから、平成 23 年度に繰り越ししたものでございます。

次に 10 行目、第 10 款諸収入は、決算額は 286 万 497 円でありました。諸収入の主なものは、第三者納付金であります。

介護給付費等が依然伸びていく中、平成 24 年度からは新しい介護保険事業計画の管

理期間に入っており、その期間の給付を支えるため、被保険者の皆様には保険料のご負担をお願いしているところであります。安定した介護保険の運営にすることは重要であるものの、介護を必要としない、仮に介護が必要となっても重度化しない介護予防、包括的支援事業の積極的な取り組みに邁進してまいりたいと考えております。

以上で、議案第8号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○飯高委員長 介護保険事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 344ページの要介護者等の状況で、確か、この年度は介護認定の基準が変わった年度やったというふうに思うんですが、一次判定で前に受けていた介護度よりも低い介護度に認定されるような事象が出るというような話やったというふうに思うんですが、斑鳩町でそういう事象というんですかね、はあったんでしょうかね。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 少なからず、一次判定、コンピュータによる一次判定から二次判定において変わるという事象はございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 その際に、本人さんのほうから不服の申し出等があったときには、その前の、変える前の基準で据え置くことはできるというような措置が国のほうから示されてたと、ちょっと私の記憶違いだったらあれなんですけど、と思うんですが。そういう対応をされたという事象ってあるんですかね。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 ご本人さんのほうには一次判定の結果は原則としてお伝えしておりません。二次判定の結果をお伝えしております。二次判定の結果が納得いかないということで、役場の福祉課のほうに申し出をされるケースはございます。その際には、そんなに件数としてはそんなに多くありませんけれども、その際には、もう一度本人さんとかご家族の中から事情を聴き取る中で、場合によっては認定調査をもう一度やり直してみるというようなことがございます。

例えば、ちょっと私覚えている限りでは、入院されている状態で聴き取りを調査して、ある一定の要介護度を出したんですけれども、入院中というのは病院のほうで完全看護されている状況なので、ご本人さんが気丈な気持ちで結構何でもできるというふうにお

答えをされた。ところが、在宅に戻られると、なかなか病院での生活と同様のことができないというようなことがわかりましたので、認定調査をもう一度やり直して、いわゆる再認定といいますか、そういうようなことをやって認定の度合いを結果としては変更をしたというような事例は、そんなに数はございませんけれども確かにございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 数はそんなにないけど複数あって、町のほうとしてはそれに対応していただいたというふうに理解しておいたらいいんですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたらもう1点、358ページの地域包括支援センターの運営のところなんですが、これ、成果報告書の23ページ見せていただくと、利用者数ですかね、相談件数が載ってるんですが、この件数が22年度から23年度にかけて減っているのがちょっと気になったんですが、これはどういったことなんでしょうか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 22年度は141件で23年度が115件ですけれども、22年度についてはこれ延べ件数なのでお1人につき2回、3回使われたケースがあると聞いております。この23年度の115件については実人数も115人でございます。包括支援センターから聞いている話では、1度相談があったと、115人から相談があったと。その際に、今度は何かしらのサービスであるとか、につなげていくので、2回目の相談というのは相談というよりも、既にサービスなり、いろんな支援を受ける中でそれをどうしていくかというようなことなので、いわゆる相談のところには数字としては上げていないということを聞いております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、実質的に相談件数が減っているということではないというふうに認識をしておきます。

あと、その説明のときに、今、センター長を置いたり、社会福祉士を置いたり、体制のことも部長のほうでおっしゃっていただきましたが、これも当初予算の審議の中で体制の充実ということが言われてたと思うんですが、再度ちょっと確認をしておきたいと思うんですが、今、包括支援センターがどんな体制で運営されているんですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 今ですね、平成24年4月現在では、現在、主任ケアマネジャーとしま

しては社協の事務局長を兼ねています者で、予算の割合としたら0.5人分です。それ以外に看護師が1人、社会福祉士が1人、非常勤の嘱託で1人、厳密に言いますと半日勤務の人間が2人おりますので、合計で1人。それから、常勤嘱託で1人おりますので、4.5人という状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。もう1点、これも予算の審査のときの議論で、認知症対策について国のほうからもコーディネーターを置くということで補助金が出るというような議論がされていましたが、認知症対策を進めてほしいという要望も出てたんですが、その後についてはいかがでしょうか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 個々の状況に応じた、いわゆる支援とかいうところまでには至ってはおりませんけれども、介護予防事業の中で、認知予防を中心に据えた教室なども開催をさせていただいているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 一定、取り組みは進めていただいているのかなと思いますが、このコーディネーターを置くということについて、その必要性等も含めて、その担当のほうではどういうふうに認識されておりますか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 そのコーディネーターの役割とか、あるいはそれを包括支援センターでやっていただくのか、直接やっていただくのかということもあると思いますので、ちょっと時間をいただきまして、私どもも、もう少し勉強をさせていただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 認知症というのは対応が早いほどよくなるというんですか、回復するケースもあるということです。積極的にせつかく国の補助金もつくということであれば、導入をするということで検討をしていただきたいと思いますので、また担当のほうにおかれましては、よろしくお願いします。以上です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。ございませんでしょうかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を結びたいします。

続いて、認定第9号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定についての審議に入ります。

理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第9号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第9号

平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成24年9月4日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、歳入歳出決算書の46ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出決算書の46ページでございます。

平成23年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額が2億8,752万3,420円、歳出総額が2億8,628万9,320円となりまして、歳入歳出差引額は123万4,100円の歳入超過となっております。

出納整理期間中に収納のあった保険料等については、平成24年度会計に繰り越した上で奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するとともに、保険料の還付未済については被保険者の方に還付してまいりたいと考えております。

それでは、主要な施策の実施状況につきまして、各項目ごとにご説明を申しあげたいと思います。主要な施策の成果報告書の367ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、第1款総務費についてであります。367ページから369ページとなっております。款全体で、予算現額は496万2,000円に対しまして、決算額は442万2,020円で、執行率は89.1%となっております。

367ページの第1項総務管理費、第1目一般管理費では、予算現額136万3,000円に対しまして、決算額は115万2,399円で、執行率は84.5%となっております。後期高齢者医療の資格管理事務の執行に係る経費などを支出しております。

平成23年度末現在におけます被保険者数は3,237人であり、総人口に占める割合は11.3%となっております。

続きまして、368ページから369ページにかけましての第2項徴収費、第1目徴収費でございます。予算現額が359万9,000円に対しまして、決算額は326万

9, 621円で、執行率は90.8%となっております。被保険者に対しまして、奈良県後期高齢者医療広域連合長名で保険料額決定通知書を、また、斑鳩町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っております。

また、保険料の納付方法は、年金から支払う特別徴収と納付書や口座振替による普通徴収の2種類となっております。

平成23年度の後期高齢者医療保険料の状況でございますが、現年度分は調定額が2億3,241万7,300円に対しまして、収入額は2億3,131万3,900円で、収納率は99.5%となっております。前年度と比較して、調定額で930万1,000円、4.2%の増、収入額で842万9,300円、3.8%の増、収納率では0.4ポイントの減というふうになっております。

また、滞納繰越分の状況につきましては、調定額167万5,200円に対しまして収入額は63万1,300円で、収納率37.7%となっております。

次に、370ページでございます。第2款の後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。予算現額が2億8,362万9,000円に対しまして決算額は2億8,106万2,600円で、執行率は99.0%となっております。

広域連合事務費負担金1,421万6,000円、町が徴収いたしました保険料2億3,078万1,000円及び保険基盤安定負担金3,606万6,000円を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付をいたしております。

次に、370ページの第3款諸支出金についてであります。予算現額134万6,000円に対しまして、決算額は80万4,700円で、執行率は59.8%となっております。軽減認定や死亡などによって過納付となった保険料の還付となっております。

同じく、第4款予備費につきまして、予備費の充用はございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況でございます。365ページにお戻りいただきたいと思っております。365ページの第2表の平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入決算の内訳でございます。決算額は千円単位となっております。

初めに、1行目の第1款後期高齢者医療保険料では、決算額は2億3,194万5,000円となっております。前年度と比較して877万9,000円、3.9%の増となっております。

次に、2行目の第2款使用料及び手数料では、督促手数料で、決算額は1万2,000円となっております。

次に、3行目の第3款寄附金につきましては、寄附採納はございませんでした。

次に、4行目の第4款繰入金では、決算額は5,469万1,000円となっております。前年度と比較して、288万4,000円、5.6%の増となっております。

後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の運営経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の軽減補填相当分を一般会計から繰り入れております。

次に、5行目の第5款繰越金では、決算額は24万2,000円となっております。

最後に、6行目の第6款諸収入では、決算額は63万3,000円となっております。後期高齢者医療保険料の納付に伴う延滞金のほか、保険料の償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。前年度と比較して16万3,000円、34.7%の増となっております。

平成20年4月からこの制度が開始された後期高齢者医療制度につきましては、町では加入者にとって身近な窓口として保険料の収納管理のほか、保険証の引き渡し、加入などの申請や届け出の受付などを行い、医療サービスの安定的な提供に努めております。

しかしながら、国におきましては後期高齢者医療制度の廃止及び新たな制度が検討がされておりますが、先行きが見えない状態で、その動向には十分注視してまいりたいというふうに考えております。

以上で、認定第9号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りまして、原案どおりご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○飯高委員長 後期高齢者医療特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の367ページのところに当たるかなと思うんですが、保険料のことですね。斑鳩町が後期高齢者の広域連合に代わって事務をやっているということになるんですが、普通徴収で滞納が出てるんですが、この滞納分の扱いというんですか、当然、滞納されてるんで広域連合のほうには納めれないんですけれども、この扱いというのはどうなのでしょう。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 後期高齢者医療保険料の滞納についてでございますけれども、この8月末現在で滞納者の数が30人となっておりまして、滞納額が188万5,800円となっております。この滞納者の方につきましては、自宅へ赴くなり、役場のほうへ来庁してご相談にのって、その結果、短期証、6か月の短期証ですけれども2件、そして分納誓約6件を受理をして、毎月分納で納めていただいている状況で、そのほかの方につ

きましては、督促または催告を出して納付を促している状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 あと、もう1点、以前から心配してた資格証の発行については、今、どんな状況なんですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 後期高齢者医療保険料の滞納のされてる方の資格証の発行につきましては、現在、資格証の発行はいたしておりません。高齢者ということも鑑みまして資格証は発行いたしておりません。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 366ページの一般管理費のところだと思いますねんけど、ちょっとお聞きしたいですねんけど、後期高齢者のこの制度で医療機関に支払う自己負担が3割の部類と1割の部類の方がおられますわな。そのうちの3割の部類の方で、ある特定の要件を満たしたら1割になるというような話を聞いたんですが、どうもそれが何か自分で申請しなあかんねんと。ほんで非常にその辺が困難やという話を聞いたんですが、そのあたりをちょっと聞かせてください。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 医療機関での75歳以上での一部負担の割合は今申されましたように1割かまたは3割となっております。その負担割合は所得に応じて変わしまして、毎年8月1日に前年中の所得により判定をさせていただいております。

ただし、今申されましたように、住民税課税所得が145万円以上でも収入額によりまして申請することで3割から1割になるということでございます。収入による再判定ということで、基準収入額適用申請書を提出することになっておりまして、この該当者につきましては、町のほうからその該当者全員に申請書を提出してくださいという通知を出しております。ただ、こうした、なぜ役場のほうで収入がわかっているのに足を運ばないかんねんというご相談を受けますけども、広域連合に聞きますとこれはもう法律で申請主義ということになっておりますので、申請をお願いしているという状況でございますけども、他の市町村の状況を聞いてみますと、その該当者に通知を送るときにその申請書も一緒に封筒に同封して返送してもらうというような形をとっている市町村もあると聞いておりますので、次年度以降はそういう方法をとらせていただきたいと考えております。

ちなみに、今年度におきましては該当者が52件ございまして、現在のところ1件の

方がその申請書が未提出となっておりますけども、その1件の方につきましては文書を差し上げまして申請するようにお願いをしております、申請がなかったらまた自宅に赴くなどして申請を促したいと考えております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 やっぱこの後期高齢者に該当される方というのは、もう、高齢はもちろんですけど、結局、認知症であったり、入院中の方がおられたりというケースも十分考えられるというところで、できるだけ戻ってこなかったという方に対してはフォロー、電話そしてまた訪問という形でしていったって、そしてもう1点ちょっとお聞きしたいんですけど、これ、申請がおくれたら結局3割で払っておったと、それが申請したときから1割になったと。それまでのかかってものが結局、戻してもらわれへんねんという話も聞かしてんけど、そういう認識でいいわけですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 この手続きにつきましては、遡及手続きができないことになっておりまして、申請があった月の翌月の初日から適用となるということになっておりますので、遡及適用はできません。ただ、24年度につきましては、数か月おくれても、という形では運用をさせていただいております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 24年度からそういう形で、やはり状況がすぐに申請できない状況の方というのは十分考えられるという中で、できるだけその辺、優しいといいますか、あったかみのある、そのあたりの行政でお願いいたします。結構です。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 すみません。先ほどの伴委員の特定健康診査の60歳以上の受診率の件なんですけども、ちょっと60歳以上の資料は持っておりませんねんけども、65歳以上75歳未満の前期高齢者の特定健康診査の受診率はこの場ですぐわかりますのでお答えさせていただきますけども、65歳以上では1,168人の方が受診をされております。全体で、1,571人のうち、1,168人の方が65歳以上で、受診率は74.3%となっております、大半がこの高齢者の方が受診をされているという状況になっております。

○飯高委員長 それでよろしいですか。

○伴委員 はい、結構です。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長　ないようですので、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、住民生活部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

(午後　２時　５分　休憩)

(午後　２時　７分　再開)

○飯高委員長　再開いたします。

それでは、都市建設部・上下水道部所管に係る決算審査に入ります。

まず初めに、第２款総務費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長　それでは、第２款総務費のうち、都市建設部が所管いたします事業につきましてご説明をいたします。

平成２３年度歳入歳出決算書の７８ページから７９ページでございまして、主要な施策の成果報告書の９３、９４ページでございます。

それでは、主要な施策の成果報告書の９３ページをお願いいたします。

第２款総務費、第１項総務管理費、第８目交通安全対策費であります。予算現額６０万１，０００円、決算額５８万８，０６８円で、執行率は９７．２％となっています。交通安全に対する意識の高揚を図り、交通安全対策の推進を目的に、財団法人奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会などの交通安全活動団体の協力を得て、交通安全週間や各イベントにおける啓発・普及活動をはじめ、幼児・児童に対して交通安全教室の開催を行ってまいりました。また、それらの交通安全活動に積極的に取り組んでおられます交通安全活動団体に対し支援を行ってまいりました。

また、道路の反射鏡及び各種路面表示や標識などの交通安全施設の整備及び補修を行い、交通事故の未然防止に努めてきたところでございます。

今後も交通安全団体及び住民の皆様方の協力を得ながら、交通安全の啓発や施設整備に取り組んでまいります。

以上で、第２款　総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○飯高委員長　説明が終わりましたので、第２款総務費について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長　これをもって第２款総務費について質疑を終結いたします。

次に、第5款農林水産業費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費について説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書の110ページから115ページ、主要な施策の成果報告書の199ページから213ページでございます。

農林水産業費全体といたしましては、予算現額1億6,927万8,000円に対しまして決算額9,685万4,728円で、執行率は57.2%となっております。

なお、次年度へ4,897万147円を繰り越ししております。繰越額の内訳といたしましては、平成23年度の国の補正予算として農業体質強化基盤整備事業が新たに予算計上されました。この事業の採択基準をみたしております平成24年度事業予定の3事業につきまして、平成24年3月議会において増額補正を行いましたもので、消耗品、登記業務等委託料、工事請負費、土地購入費及び負担金・交付金を繰り越しいたしました。また、高安農道整備工事においては、関係権利者との協議に時間を要したことによりまして、年度内に分筆登記及び所有権移転登記が完了しなかったため、登記業務委託料及び土地購入費の繰り越しをしたものでございます。

また、第1項農業費は、予算現額1億6,874万1,000円に対しまして、決算額9,656万6,534円で、執行率は57.2%となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書の199ページをお願いいたします。

第1目農業委員会費であります。予算現額952万2,000円に対しまして、決算額921万3,935円で、執行率は96.7%となっております。毎月、農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し、処理を行ってまいりました。

そのほか、遊休農地の解消対策であります。昨年を引き続きまして耕作放棄地の状況を1筆ごとに把握するという耕作放棄地全体調査を実施いたしまして、この調査をもとに地域ごとの解消計画の策定を行いました。また、農地法改正による農地台帳の管理項目の変更に伴いまして、農地基本台帳の整備を行いました。

次に、200ページでございます。第2目農業総務費であります。予算現額3,357万4,000円に対しまして、決算額3,353万7,757円で、執行率は99.8%となっております。そのほとんどが農林関係に従事する職員の人件費でございます。

次に201ページ、第3目農業振興費であります。予算現額306万8,000円に対しまして、決算額178万4,309円で、執行率は58.1%となっております。

斑鳩町の農業を取り巻く環境は、遊休農地の増加、農家の高齢化、担い手不足など、

厳しい状況が続いています。しかしながら、農地は作物の生産の場だけではなく、洪水調整機能や景観など、多様な機能を持っています。これらの機能を十分に発揮するには、農業を活性化させていくことがますます重要な施策になると考えているところでございまして、今後とも農業の活性化を図る施策を展開してまいります。

このような状況の中、農業経営の改善を目指し、農家、農協、行政の連携による相互扶助体制など、効率的、安定的な農業経営の確立に努めました。また、斑鳩町内で活動をしている農業関係団体への支援を行いました。次に、農業をはじめとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供することにより、町内産業への理解と認識を深めていただくため、斑鳩町産業フェスティバルが12月3日から2日間実施されました。

次に、203ページでございます。第4目土地改良事業費であります。予算現額1億1,504万8,000円に対しまして、決算額4,641万2,250円で、執行率が40.3%となっております。農業生産の近代化、流通等の合理化を図り、あわせて農村環境の改善を図る上で必要な農道整備工事を高安地区及び東里地区で実施いたしました。そのほか、農業経営を合理化し、農業の振興を促進するため、水利組合等の団体が実施する水路、ため池、揚水機場等の農業用施設の新設・改良、維持修繕に関する整備に対し支援を行いました。

次に、206ページをお願いいたします。第5目生産調整推進対策費であります。

予算現額509万4,000円に対しまして、決算額364万8,184円で、執行率は71.6%となっています。現在の農業は、農業従事者の減少、高齢化、農業所得の激減など、大変厳しい状況にあります。また、海外での穀物需給や国内での担い手の育成、確保の状況から見ますと、国内の生産力を確保することが重要でございます。

このような状況の中、平成22年度より、戸別所得補償制度が本格実施されました。国の制度が戸別所得補償制度に変わりましたが、生産調整は現在も必要であり、農家の方々へは生産調整の達成に向けた協力依頼を行っております。

平成23年度の町単独助成といたしまして、生産調整達成者に昨年どおり生産調整実施水田に対しまして、10アール当たり5,000円の助成を行いました。また、団地化の促進といたしまして、生産調整達成者であり、30アール以上の同一作物で団地を形成した水田に対し、10アール当たり3,000円の助成を行いました。

次に、208ページをお願いいたします。有害鳥獣駆除対策事業費であります。予算現額40万1,000円に対しまして、決算額30万円で、執行率は74.8%となっております。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託

し、カラスやドバトなど198羽を駆除いたしました。駆除実施に際しては、地域自治会への回覧など周知を行い、安全対策は猟友会と十分な協議を行いながら実施いたしました。また、最近被害が増加しておりますイノシシ及びアライグマにつきましては、斑鳩町鳥獣被害防止対策協議会で、国の補助金を活用いたしまして、捕獲おりを設置し、その対策に努めております。なお、イノシシ被害への対策といたしまして、平成24年度に侵入防止用の電気柵を設置できるよう、関係者と協議を進めたところでございます。

次に、209ページ、第7目地域農政推進対策事業費であります。予算現額45万6,000円に対しまして、決算額25万3,138円で、執行率は55.5%となっております。農業者の高齢化、担い手不足が深刻化する中、地域の集落ごと特徴を生かした農業振興を図るため、地域の農業者の代表者であります農家組合長を対象に、奈良県農協の協力により、先進地の視察研修を実施いたしました。

また、担い手育成支援といたしまして、国における新たな担い手対策事業など情報提供を行いながら、農業経営の安定に向けての助言を行いました。

次に210ページ、第8目 遊休農地解消総合対策事業費であります。予算現額84万9,000円に対しまして決算額74万8,047円で、執行率は88.1%となっております。農地の保全を図る上で、遊休農地解消は緊急の課題となっておりますことから、農業委員会において遊休農地解消に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、解消に向けた取り組みを実施いたしました。プロジェクトチームでは、農家の高齢化、担い手不足が深刻化する中、担い手対策として、地域で担う集落営農の推進について、斑鳩町に見合った組織づくりの検討をいたしました。

また、そば、菜の花、ジャガイモ、黒米栽培を実証試験展示圃で行いながら、農や食への理解を深めていただくため、そば、ジャガイモ栽培において栽培サポーターの募集し、サポーターの方々と一緒に栽培を行いました。

次に、211ページ、第9目農地・水・環境保全向上対策活動支援事業費であります。予算現額72万9,000円に対しまして決算額66万8,914円で、執行率は91.7%となっております。農業者の高齢化等によりまして、今まで農業者だけで守ってきました農地や農業用水路、農道などの地域資源の保全管理が困難になってきています。こうしたことから、農業者に加えまして、自治会等の非農家の方の参画を得て、新たな活動組織を立ち上げ、一丸となって施設の保全活動を行っていくという事業でございます。この事業は、平成19年度からの5か年事業となっております、23年度は最終年度で、2つの活動組織がこの共同活動に取り組まれました。

また、環境にやさしい農業に取り組む営農活動として、化学肥料を慣行から５割以上低減し、化学合成農薬については慣行より３割以上低減する取り組みを稲葉車瀬地区で実施されました。

次に、２１２ページ、第２項林業費でございます。決算書の１１４ページであります。予算現額５３万７，０００円に對しまして、決算額２８万８，１９４円で、執行率は５３．６％となっております。それでは、成果報告書の２１２ページに戻っていただきまして、第１目林業振興費であります。予算現額１０万６，０００円に對しまして、決算額９万７，０００円で、執行率は９１．５％となっております。森林法改正に伴い、森林整備計画の変更をいたしました。

次に、２１３ページ、第２目里山林機能回復整備事業であります。予算現額４３万１，０００円に對しまして決算額１９万１，１９４円で、執行率は４４．３％となっております。平成１８年度から、奈良県が森林環境税を徴収しておりまして、この森林環境税を活用した事業といたしまして、平成１８年度から５か年で、荒廃した里山林の機能回復を図るため、里山林の整備を森林所有者の協力を得て、町内のボランティア団体により実施をしていただきました。平成２３年度からも新たに５か年事業といたしまして、新たな整備地において新たなボランティア団体の協力を得て、里山整備を実施いたしました。また、整備後の里山におきましては、植物の観察会やシイタケの菌打ちなどのイベントを実施され、里山の利活用に努められたところでございます。

以上が、第５款農林水産業費の決算の概要でございます。

よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第５款農林水産業費について質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の２０１ページの農業振興費のところで、これ、不用額調書の１４ページのところに、農業振興会の補助金のこの未収金ですかね、不用額が上がっているんです。その中に、前年度繰越金があるというのと、もう一つ、活動の状況から補助の決定を行わなかったというふうになっているんですが、単純に前年度繰越金で金額が結構あるからというだけだったら理解できるんですけど、この活動の状況というのは何か理由があるんですかね。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 農業振興会の補助金でございますが、これ８０万円予算計上しております。その中で今、農業振興会、今現在、農業振興会の活動というのは、学校・保育

園への給食の食材としてのジャガイモとかサツマイモとか食べ物の納品、そしてまた産業フェスティバルにおいての農産物の販売を実施されております。しかし、農業振興会の会員は、役員 9 名を含め 22 名で、実際の活動を行っているのは 8 名しかなかったという状況でございました。その中で、今年度、解散も視野に入れて総会を行われました。その中で新メンバーを募集され、そして、その中では現在の農家以外の準会員の 9 名を含む 36 名の会員という形で新たに立ち上げをされました。そして、その中では、また今回、今までの地産地消という中で学校給食の提供、そして農業委員会とともに農業振興のための活動を目指すということの中で、23 年度は予算執行はしておりませんが、24 年度は 80 万円の補助金を出しております。以上でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今聞いて、そんなことになっているって全然知りませんでして、非常にびっくりをしたんですが、地元の小・中学校に地産地消で野菜を納めていただいているところでもありますので、活発に、今後もいろいろ扱う野菜の種類なんかもふやしていったほしいなという思いも持っていましたので、今お聞きして、36 名で再度立ち上げということをお聞きしたので、また活発に活動をしていただけるように、町のほうとしても、またフォローアップしていただきますように、お願いをしておきます。

そうしましたら、続きまして 206 ページの生産調整推進対策のところなんですけど、この際ですので、この生産調整というものが一体どういうものなのかということをお聞きしたいと思うんですけども。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 生産調整というと、これ、昨年から戸別補償制度というとてもよく似ている制度でございますが、一応、転作というやつの中で、この 206 ページの生産調整対策の推進ということの中で、まず下の表、水稻稲作目標数量というのが、これが斑鳩町に示されている水稻の量でございます。国から県、県から町に配分ということで、これだけの割り当て、これだけでやってくださいよと。その下が実施数量、実際、その目標額になって各農家組合に割り当てて、それだけ各農家組合で生産調整をされた中が 740.37 トンと。それを割り戻しましたら 93.55 で生産調整は達成されていると、斑鳩町は達成されてると。

そういうことの中で、まず戸別補償制度、ここに挙げているのは斑鳩町単独の生産調整で、生産調整目標を確実に達成するため、転作作物について助成する制度でございます。要件といたしましては、生産調整達成者が転作作物を作付けした場合、10 アール

当たり 5, 000 円を支払うということの中で、実際、この上の表、実施面積 35.74 ヘクタールが実施されました。それを 1 反当たり 5, 000 円の中で合計 178 万 7, 000 円を支払っていると、いうふうな説明でよろしいですか。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 私が理解していたのだと、もともと米をつくっていて、米の生産をやめてほかの物をつくるというふうに転用すると、何か補助金が出るというような政策やというふうに理解してたんですけど、生産調整というのはそういうことでもいいんですかね。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 その中で水稻を減らす、米を減らす、そのかわりに野菜や景観作物をかわりに植える、その分が今申しました 35.74 ヘクタールがそれに当たるということで、町単独の助成をしております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これは、米をつくっていたのをほかの野菜にするとか、今、景観作物とおっしゃいましたが、耕作自体をやめてしまうということについては補助の対象にはならないというふうに理解していいんですかね。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 耕作自体とおっしゃいますと。やめるとは。

(「米をつくるのをやめてしまうという。」と呼ぶ者あり)

○清水観光産業課長 だから、調整をすると、減らす。結局、遊休農地じゃなしに調整水田、そやから水張りして、その分を、米の分を減らすというふうな形でも、この補助金を出させていただいております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 だからもともと米をつくってたのをつくらなくなりましたよと。水を張るとかいうその辺はちょっとわかんないんですけども。だから、ほかの例えば野菜をつくるとかいうことで、食べる物をつくるということについて、何が言いたいかというと、食糧自給率の関係で言うて、今、政府の目標としては 50% にしていきたいと思いますという中で、つくらないことによって補助金を出すということになるんやったら、ちょっと逆行してる施策になるのかなというふうに思うんですけども、そういう意味で見ると、さっき課長が説明されたような、つくらなくするということで補助金が出ている制度なのかどうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 生産調整というのは、これは国がやっぱり米価、米の値段の安定をするために生産調整するわけでございまして、以前は農業中央会というのか国の全国中央会で値段設定をしてたけれども各自でやってくれということで、県単割合というのか水田の生産調整というのか、そういうものが出てまいりましたし。転作は転作としてのそれはありますけども、この中でもその一定の水準を確保するためには、もうその田んぼに水を張って米をつくらない、そういうところにその補助をしていこうということにあるわけであって、そういうご理解をいただいたらいいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、やっぱり米をつくらないということですね。米価の安定を図るために進めている制度やというふうに言いますけど、今、食糧自給率低いと言われている中で、果たしてこれ国が推進してるからといって推進していったいいものなのかどうなのかというのが。そら、つくれる、自給自足というんですか食糧自給率を高くしていこうと思うと、米をつくっていただくほうがいいのかと単純に思うんですけども。

○飯高委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 この制度は、先ほど町長からもありましたように、自給率のバランスを図っていく必要があるということで、米をつくったほうがいいのかということではなしに、そういうバランスの調整のために国がそういう制度をつくられているということで、当町といたしましてもその食糧自給率のバランスの調整に寄与するためにこの制度を行っているということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そのバランスをとるのが、最初に町長、米の値段の安定ということでおっしゃいましたけども、食糧自給率のバランスということでは、日本の食糧自給率低いですから、それをつくらないことによったらバランスは悪くなってしまうんじゃないんですかね。

○飯高委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 当然、米につきましては米価の調整もございすけれども、食物の需給のバランスということで、当然、野菜であったり豆類あるいは麦とか、種々の物がございすので、そういった全体の食糧のバランスの調整を行うと、こういうことでございす。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 ほかの物をつくると、つくことで食糧自給率的には米じゃなくてほかの物

をつくるということで賄えるのかなと思うけども、つくらなくてやめてしまうと、単純に、水張って置いておくということでも目標達成になりますよという考え方がちょっとよくわからないんですけれども。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 先ほど申しました、休耕とか調整水田、これに対しては補助金を出しておりません。先ほど、出していると言うた気がしますけど、出しておりません。

今、部長がおっしゃったように、バランス、米余りを防ぐひとつと、もうひとつは野菜が足らるので野菜をつくっていく。それを出荷していくというこの２点でこの生産調整または戸別補償制度の制度をリンクしていくということで、ご理解お願いいたします。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 じゃあ理解としては、つくらないということにすると補助金はないんですね。あくまでも転作をするということに対しての補助金というふうに理解しておいていいんですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○木澤委員 はい、わかりました。そしたらすみません、次に２１０ページなんですけども、遊休農地の解消ですね。いろいろ農業委員会中心に非常に頑張っている様子なんかも、私のほうでもお聞かせいただいていますけども、これ、成果報告書の４３ページのところに実績を挙げていただいていますして、２２年度の実績が２２８アールと、２３年度は６５８アールという中で、２７年目標が３２０アールなので非常に超過達成していただいている、物すごい進んでいるなという実感を受けるんですが、この推進の状況なんかをお尋ねしておきたいと思うんです。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 この遊休農地というのは農業委員会の最大の今、目標にしております。遊休農地を減らしていく。その中で、今年度から、今までからも当然やっておりますが、この遊休農地の調査を毎年１筆ずつ行っております。その中で、その遊休農地に対しての所有者に、遊休農地であれば、農地の適正管理という中で「草刈りしなさい」とかという意向調査を、今、本格的というか去年から行っております。その中で、そのまま放っておかれたりされた場合は、法的に基づいてやっていくという姿勢で、今年度本格的にやった中で遊休農地、これだけ面積が減少したという理由でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、町内全体で見ると、遊休農地どれぐらいあってということになるんで

しょうか。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 平成23年の12月現在でございますが、町内全体で7万4,900平米でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、1アールは10平米でしたっけ。なので、まだかなり残っているということですね。非常に農業委員会を中心に頑張っていていただいていますので、この27年で、これも計画を立てて目標を設定されているというふうに思いますが、これも実態に即した形で、また、計画についても見直しをされると思いますので、今後、そういった形で広めていただきますように、これもお願いをしておきたいと思います。以上です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 213ページの里山林機能の回復なんですけど、これも23年度からまた新たな5か年計画で、同じような感じの、1ヘクタールに対して23年度0.2ヘクタール整備を実施したと、こう書かれてますねけど、これ、22年度の決算では12万1,000円で、今度19万1,000円、ちょっとこの辺、値段のほう上がってますねんけど、このあたりの計画と値段、このあたりどないなってるんでしょう。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 まず、今、伴委員がおっしゃったように、これ5か年計画で、今年度23年、27年と、以前は18年から22年という中で1ヘクタールを整備していくという中で、昨年の支出額が12万1,045円となっております。

その内訳でございますが、昨年は0.3ヘクタールの整備を行いました。その整備補助金が9万1,350円と、市町村の事務費が2万9,650円が昨年の内訳でございます。そして今年度23年度のこの19万円の内訳が、0.2ヘクタールの整備補助として6万1,720円と、もうひとつ、23年度から面整備、以前は線整備でございました。だから23年度、面整備の中で、面積を測量するための測量費が2万100円、そして事業の初年ということで、安全の救急箱とか、あと、市町村の事務費が9万9,108円と、そういうような内訳で昨年より7万円ほど増と、22年より増となっております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明で大体、お金の支出の内容はわかるけど、その面整備と線整備の違い、

ちょっと教えてもらえまっしゃるか。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 前回の5年間の整備は、具体的に場所と言いますと白石畑から松尾山へ抜ける道と、毛無池から松尾山へ上がる道のちょうどL字型、その道のふちを整備したのが線整備、今年度はちょうど松尾山の白石畑から松尾山へ抜ける道の下でそういう興留山、通称興留山というところあります、その面整備をやっていると。その中で測量とかいろいろとやっている中で、その違いでございます。

○伴委員 わかりました。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 これをもって第5款農林水産業費について質疑を終結いたします。

3時まで休憩いたします。

(午後 2時44分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○飯高委員長 次に、第6款商工費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 第6款商工費について説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書の114ページから119ページ、それと主要な施策の成果報告書の214ページから222ページまででございます。

第6款商工費全体といたしましては、予算現額9,643万5,000円に對しまして、決算額8,975万5,823円で、執行率は93%となっております。

第1項商工費につきましても同様に同額の決算額となっております。それでは、主要な施策の成果報告書の214ページをごらんいただきたいと思います。第1目商工総務費でありますけれども、予算現額2,429万9,000円に對しまして、決算額2,427万474円で、執行率は99.8%となっております。主なものといたしましては、商工事業や観光事業に従事する職員の人件費とシルバー人材センターへの助成でございます。

次に、216ページ、第2目商工業振興費であります。予算現額1,512万6,000円に對しまして、決算額1,335万7,078円で、執行率は88.3%となっております。斑鳩町の中小企業を取り巻く経済状況は、依然として厳しく、町内商工業者の経営の近代化、合理化及び安定化を促進し、中小企業社の発展等に役立てるため、県が行う融資制度を活用した資金融資に対する債務保証料に對しての助成を行ってまい

りました。また、地域経済活性化のため、地域振興事業、創業、経営革新への支援事業に取り組んでいます商工会に対しまして、引き続き支援をしてまいりました。

そして、平成２２年度に引き続き、商工会による、なら観光ビジネスカレッジの開催による観光に係る農商工事業所の人材育成に取り組んだセミナーを開催し、また地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトという事業に取り組み、新たな特産品や観光商品の開発など、観光、商工業の振興に努めました。

次に、２１７ページをお願いします。第３目観光費であります。予算現額１，５１１万９，０００円に対しまして、決算額１，１３０万２，９０１円で、執行率は７４．７％となっております。平城遷都１３００年祭の開催後、観光客が減少しており、さらには法隆寺を中心とした拠点通過型観光でありますこれまでの斑鳩町の観光では、観光による経済効果が非常に少ない状況となっております。このような状況の改善を目的に、中宮寺門前そばなど、地域特産物の販路拡大と地域産業、地域観光の振興に資するため、斑鳩市を開催することにより観光力の向上に努めました。

また、斑鳩に訪れる観光客の方に対し、もてなしの心を持って案内業務、観光情報の発信、観光イベントを開催するとともに、観光客の誘致活動を行っている斑鳩町観光協会に対し、補助を行ってまいりました。

また、県内南部地域の野迫川村、天川村、十津川村をはじめ、北は世界遺産に登録されております知床の北海道斜里町から、神奈川県小田原市、長野県飯島町、大阪府・兵庫県の両太子町、愛媛県松山市などと、広く観光交流を深め、歴史街道推進協議会など観光振興団体とも協力しながら、斑鳩町の観光情報の発信を行い、観光客の誘致活動に努めてまいりました。

次に、２１９ページ、第４目観光会館費でございます。予算現額１４３万４，０００円に対しまして、決算額１２８万７，０６１円で、執行率は８９．７％となっております。現在では、主に地域住民の交流の場として活用されている状況でございまして、これらの方々が、安全で快適に利用していただけるよう、エアコンの修繕を行うなど、適切な維持管理に努めています。

次に、２２０ページ、第５目歴史街道ネットワーク事業費であります。予算現額４１０万２，０００円に対しまして、決算額３９０万７，５６８円で、執行率は９５．２％となっております。１８回目を迎えました太子ロマン斑鳩の里観月祭であります。奈良金剛会の協力によりまして金剛流の里帰り公演として９月２２日に県内外より多くの方々にご来場をいただき、開催をいたしました。

また、法隆寺を中心とした拠点通過型観光から、散策回遊型観光のまちなか観光への誘導を図るため、法隆寺かいわいにおけるまちあるき観光拠点づくり事業計画を策定いたしました。

次に、２２１ページ、第６目法隆寺ｉセンター管理費であります。予算現額２，７２２万２，０００円に対しまして決算額２，６５５万３，５９０円で、執行率は９７．５％となっております。法隆寺ｉセンターは、歴史街道構想の拠点施設として位置づけられておりまして、指定管理者である斑鳩町観光協会により管理運営がなされております。法隆寺ｉセンターでは、斑鳩町及び周辺地域の観光情報の提供・案内を観光ボランティアの方々の協力を得ながら、観光協会が中心となって行っておりまして、観光協会が中心となって行っております。

また、法隆寺ｉセンター北側には、カフェテラスの整備を行い、観光客等に休憩の場として利用をいただいております。

次に、２２２ページ、第７目観光自動車駐車場運営費であります。予算現額９１３万３，０００円に対しまして、決算額９０７万７，１５１円で、執行率は９９．３％となっております。観光自動車駐車場につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っております。指定管理者であります斑鳩町観光協会におきましては、観光シーズンなどの駐車予想台数を的確に把握する中で、職員の配置などを調整し運営に努めてまいりました。

以上が、第６款商工費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第６款商工費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 ２１６ページ、商工会に対する支援なんですが、以前から、監査委員さんから指摘があったのと、あと、不祥事なんかもありましたが、体制的に商工会のほうで何か改められているような状況というのはあるんでしょうかね。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 体制的というか、事業、いろんな展開をされております。その中で、今年度は、商工会が特産品開発の調査研究事業ができる全国展開支援事業の活用、これは３年間で斑鳩ブランドの特産品を開発するという事業と、そしてまた事業者育成を図るなら観光カレッジ斑鳩・信貴の実施、そして観光客のもてなし、受け入れ態勢の整備を整える斑鳩ニューツーリズム協議会の発足など、観光・商工の活性化に向けて鋭意努力を今されておられます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 取り組みとして、新たな取り組みを展開をいただいているなというところは見えてくるんですけども、その指摘があった、経営とか金銭管理の面ですね、その辺についてはどうなんですかね。

○飯高委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 商工会さんのほうにも監査委員さんのご指摘等につきまして十分に伝えさせていただいて、改善を求めています。

基本的な体制としては、今、以前とは変わらない体制で現在も運営に当たっておられますけれども、先ほど課長も申しましたように中身の運営につきましては、改善を図るように努力をされているという状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 指摘がある中で、今あるお金を取り崩していっているような、そんな運営ですね、しかも町のほうからも結構な補助金を出していっていますので、そんな状況が続くようやったら、やっぱり困るなという思いもありますのでね。ただ、商工会さんのほうについては、やっぱり町内業者さんの活性化について、いろいろ力を発揮していただかないと困りますので、そういった点については、やっぱり町のほうも指導というんですか、アドバイスをきちっとしていただいて、補助金絡みの運営ということにならないような形で、また支えていってあげてほしいなというふうに思います。

それと、217ページのところの観光振興内部事務というところで、観光客数が掲載されていますけれども、22年度から23年度にかけて観光客数、これ減っているんですけども、これはどういう事情になるんですかね。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 この22年度、23年度の、今までのカウントの仕方をちょっと変えました。というのは、実数に近いという形で、23年度は、この93万人というやつは法隆寺の参拝者の1.1倍で93万人。22年度以前まで報告させていただいていた分は、法隆寺、中宮寺、法輪寺、法起寺の参詣者でカウントしてたということで、こう考えると、やはり法隆寺の参拝者の1.1ほうが正確な観光客数が出るんやろうということで変えた状況でございます。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 これ、明らかにもう、平成22年度は平城遷都1,300年で、奈良県に2,400万人来られた中のこれは127万人と。去年は、23年度は3月11日ですけど

も東北東日本大震災があった、そういう関係で風評関係等でなかなか来られなかったという点で、よくも93万人というのは、なかなか来てると思います。大体、平均で100万人ということだと思いますけども、これは今、清水観光産業課長が言いますけども、カウントそのものがどこでやっているのか、何でこんな数字が出てるのかさっぱりわかりません。だけど、大体、あらましいうことで、新聞社にも書いてるようになりますね、そりゃ最近では主催者発表というのが多いですからそういう形になってると思います。一々、これカウントして、法隆寺にしたって結局、拝観される方の拝観料と、また、町内の方々が持つてくるチケットの関係等から考えたら、優待券というのか、そういう中で、それからお寺はお寺で、直接、清風中央とか清風南海とかいろいろなのが入りますと、ああいう団体そのものの扱いをどうされているのか、やっぱりいろいろな関係があると思います。

実際は、恐らくそれ以上に来ていると私は思っておりますし、最近の傾向はやっぱり修学旅行生も今の時点で、9月ぐらいでバスがあるということは、やっぱり大分変わってきたなということもございますし、大分、東日本の震災あるいはまたそういう平城遷都の関係、あるいはそういう点で非常に変わった。ただ変わってないのは、やっぱり関空へ行って京都へ泊る。京都からこちらへ、奈良へ入ってくるという傾向がやっぱり多分、奈良で泊まるということはなかなかないということでございますし。そういうことを考えますと、これからのやっぱり修学旅行というのはどう対応していくのか、あるいはまた一般のお客さんをどうしていくのか。やっぱり一時は、やっぱり高速でも1,000円という料金設定がございましたように、やっぱり1,000円がなくなった関係等についてもかなり大きな響きがあると、減少があると思っております。

○飯高委員長　ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員　216ページの、同じように商工会に対する支援なんですけど、これは平成21年度は加盟数が474、22年度は453、23年になったら450、これ23年になったら443と、どんどん、どんどん、加盟数が下がってきてると。これもし、このままいくと、数年後にはこれ400を切ってもおかしくないような形になってくると思いますねんけど、この辺と、町のこの補助金と支援金ですね。そやけどこれ、ある程度の方とこれ金額も変わってくるのか、その辺のお考えをお聞きしたいです。

○飯高委員長　小城町長。

○小城町長　伴委員さんがおっしゃいますように、町としては900万から10%のカットで810万円という補助を商工会にしています。商工祭等の関係、商工会青年部等の関

係が３５０万円ということでやっております。

この関係等については、やっぱり今、ああいう問題が起こった中で、これがこのまま８１０万円でええのか悪いのかは、ひとつのやっぱり住民からの関心も私はあると思います。だからその辺の判断は十分、平成２５年度には、予算の関係等については８１０万円を下げるのか、あるいはそういう関係を考えていかなかったら、やっぱり住民の目からはやっぱりかなりまた言われることは、当然おっしゃると思います。やっぱりその辺の判断。これも議会といろいろ話し合う中で、一応こういう形になってますけれども、やっぱり我々としては、今、伴委員がおっしゃるように、そういうことについては会員数が減ってくる、あるいはいろんな関係等、ということは、先ほどもおっしゃったように、商工会そのものもやっぱり事務局そのものが何かの企て、企画立案をしていかなかったら、私はできないと思います。やっぱりこれだけ町が催しをやっている中で、やっぱり例え、商工会の会員さんの所で買い物をしてもらったら、仮に５００円やったら５５０円分買えますよとか、４５０円のチケットで５００円ぐらいの買い物ができますよとか、やっぱり何らかの施策を、プレミアムというような感じで、今、奈良県もやっていますけれども、そういう体制づくりを、やっぱり商工会事務局から町にそういうものの申し出をして、ある程度、やっぱり会員さんの刺激を与えていくというのか、やっぱりその商売を企てていくという、そういう企画立案をしなかったら。何ぼでも、郡山あたりでも郡山のお城まつりとかされてるときに、やっぱり郡山商工会というと、ひとつの催しをしていく中にいろいろなことがありますから、やっぱりそういう勉強をして、やっぱり何か商工会、ただあるだけということではなしに、どうしたらこれ債務保証の関係も、今、あるところにこうして声をかけてやっていく努力もしてやらんと。私はただ商工会、斑鳩町商工会という、ひとつの不満足であろうということで、以前からも議会からも監査委員さんがご指摘のように、いったらあれは保険金のほうですね、保険の果実を持って１億円ぐらいあったんです。その１億円ぐらいのやつがいつの間にやらもう取り崩してもうてなくなってしまったと。これ今、奈良県商工連合会のもう職員ですから、奈良県商工会連合会としても、いつまでもこの職員さんを、きょうあたり局長が朝から１人職員が女性の職員がきましたということの挨拶に来られましたけれども、やっぱりまた１人職員を配置してますから。やっぱりその辺のとも、１人がやめたからということではなしに、また１人入って来られたということは、やっぱりそれは事務的な関係もあると思いますけれども、やっぱりこのままの状態というのは、議会の皆さん方もいろいろとやっぱりそういう点では、言いたくてもなかなか言えない状況のこともあろうと

思います。まずは25年度の予算の関係等については、やっぱり補助金をどうするのかというのはひとつの大きな焦点と、私は思っています。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長おっしゃられたように、私はやっぱりこの補助金と言いますか、支援している以上、緊張のある、だからこれ以上会員数減ったら、やっぱりこれはこのまま出せないよというような形でお願いしたいと言いますかね、実際、魅力がないから、ご商売は続けておりまんねん。そやけど、もう商工会に入るのやめたというのが何件も、やっぱり私知ってる限りあるような状態です。確かに、新しく商売する方が少なくなってきたにしても、より非常に年々、年々、下がっていつているということもありますので、やはり会員を引きとめるといいますか、そういうこともまた町のほうからも言うてほしいというような形でございます。よろしくお願いします。

あと、ちょっと今、債務保証の話もありましたが、続けて、この下の債務保証ですねんけど、これ、昨年300万ほど、298万円ですか、あったのが、174万円ぐらいになってますねんけど、これは何でこれだけ金額が下がったんでしょうか。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 これは奈良県全体でも言えるんですけども、3割ほど減になっております。その中で考える、分析しますと、東日本大震災をはじめ、景気低迷の中、当然、仕事量の減少などを伴う売上高の減少や投資への躊躇、そして中小企業が融資を受けることについて、そういうことの中で敬遠されたということと考えております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 大体そういうことが絡んで金額が下がったということは理解できました。

続きまして、219ページの観光会館なんですが、昨年の決算のときにトイレと窓ガラスを修繕したと。今度はエアコンとカーペットを修繕か新しく取りかえはったというようにここに出てますねんけど、これ、ずっとこんな感じで今後も修繕というか、まだまだこれからそんな形で考えておられるか、ちょっとお聞きしたいです。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 まず、この観光会館は昭和38年に建築されております。平成3年、5年と改造を行って現在に至っております。その中で、観光会館の機能は法隆寺iセンターに移っておりますので、現在ではほんとに周辺の自治会の集会等で多くを利用されている状況でございます。今、委員がおっしゃるように、今後どうしていくんかという中では、ちょっとまず一番心配なのは耐震かと思っております。鉄筋コンクリートで建

てていますが、何せ昭和３８年の建築ということの中で、耐震に関しましては問題があると考えているところです。今後、その耐震診断あるいは、をして耐震工事をしていくとか、そういうのをいろいろ考えた中で観光会館をこのまま存続させられるかどうかということも検討をしていかなければならないとは考えております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、回答あったように、手は入れているけど、先何とも言えないというような状況だと思います。そのあたり、安全性も含め、検討していただきたいと思います。

あと、２２１ページの一番下のｉセンターのこのカフェテラスですねんけど、私も何回かｉセンター寄してもうたときに、使ってはる人を見たことないんですが、状況としてどないなってますねんやろ。

○飯高委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 これ、去年の８月３１日に竣工いたしました。その中で、こういう季節、シーズンオフは当然暑いし、ほとんど使われてない状態でございます。ただ、シーズン中、季節のいい時期でしたら観光客さんは外を眺めながらゆったりくつろいでいるということは多く見かけております。

そしてまた、あとの使い方として、中の喫茶店、いかるが茶房という喫茶店、中でされておりますが、そこでのメニューの注文をとられたら、そこでも食べていただけるといふような使用方法も、今していただいているところです。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 私が寄してもらったとき、たまたまお客さんがいはらへんときばかりちょっと見てるんかもわかりませんねんけど、やっぱりうまく工夫して、せっかくつくっていただいてんから、工夫して、観光客の方が来られたときに、「あー、ええとこやな」と思ってもらえるような活用いうのを要望しておきます。よろしくお願いします。以上です。

○飯高委員長 ほかに、ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第６款商工費について質疑を終結いたします。

次に、第７款土木費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第７款土木費につきまして説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書の 118 ページから 127 ページで、主要な施策の成果報告書の 223 ページから 242 ページまでとなっております。

土木費全体といたしましては、予算現額 7 億 7,756 万 950 円に対しまして決算額 6 億 9,542 万 1,486 円で、執行率は 89.4% となっております。

第 1 項土木管理費、第 1 目土木総務費であります。予算現額 7,208 万 1,000 円に対しまして、決算額 7,018 万 1,873 円で、執行率は 97.3% となっております。主なものといたしましては人件費でございます。そのほかには、土木工事に係る設計及び積算を行うためのパソコン活用経費や、道路・河川の整備促進などを目的としたしました各種協議会への負担金などとなっております。

次に、第 2 項道路橋りょう費であります。歳入歳出決算書の 120 ページでございます。予算現額 1 億 3,463 万 9,000 円に対しまして、決算額 1 億 1,756 万 5,958 円で、執行率は 87.3% となっております。

第 1 目道路維持費であります。主要な施策の成果報告書の 224 ページから 225 ページでございます。予算現額 3,665 万 9,000 円に対しまして決算額 3,577 万 3,684 円で、執行率は 97.5% となっております。町道など、安全で快適に利用をしていただくための維持管理に要する経費であります。道路パトロールや、住民の皆様方からの連絡による舗装や道路構造物などの破損箇所の補修及び路肩の草刈りなどがございます。また、道路敷地の権利整理を行うとともに、未登記道路敷地の整理に伴います登記委託料などとなっております。

なお、未登記道路敷地の整理につきましては、既に地域の生活道路となっている道路の底地整理を行ったもので、52 筆の所有権移転を行いました。

次に、第 2 目道路新設改良費であります。主要な施策の成果報告書の 226 ページから 227 ページでございます。予算現額 9,633 万円に対しまして、決算額 8,054 万 2,774 円で、執行率は 83.6% となっております。町内道路網の整備の一環といたしまして、地域の生活道路における幅員の狭い所の改修が必要な道路の改良工事が主な執行内容となっております。8 路線延長 480 メートルを改良したところでございます。また、岡本及び目安地区につきましては、2 路線の新設及び道路工事を継続的に実施していきます。

次に、第 3 目橋りょう維持費で、主要な施策の成果報告書の 228 ページでございます。予算現額 165 万円に対しまして、決算額 124 万 9,500 円で、執行率は 75.

7%となっています。内容としては、橋りょう長寿命化によって今後発生するかけかえなどにかかるコストの縮減等を図るため、修繕計画を策定いたしました。

続きまして、第3項河川費であります。歳入歳出決算書の120ページで、主要な施策の成果報告書の229ページから231ページであります。予算現額1,976万4,000円に対しまして、決算額1,634万1,502円で、執行率が82.6%となっています。

第1目河川総務費であります。主要な施策の成果の報告書の229ページから230ページであります。予算現額456万4,000円に対しまして、決算額424万5,502円で、執行率は93%となっています。主な執行内容としては、毎年春に実施をしていただいております自治会内水路清掃に伴い排出されます土砂等の処理を行ったものでございます。また、自治会等が自発的に行われております水路改修及び水路浚渫工事に対してその経費の一部を支援したものでございます。

続きまして、第2目河川改良費であります。予算現額1,520万円に対しまして、決算額1,209万6,000円で、執行率は79.5%となっています。内容としては、並松地区におきましてバイパス管を設置し、また、神南地区においても排水路の設置を行うなど、浸水対策の実施をいたしました。

続きまして、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費で、主要な施策の成果報告書の232ページでございます。予算現額7,226万5,000円に対しまして、決算額7,056万6,162円で、執行率97.6%となっています。人件費以外の主な執行につきましては、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援に要する経費や、いかるがパークウェイの整備促進に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理経費並びに都市計画図の修正に要する経費であります。

既存木造住宅に係る耐震診断に要する経費の助成についてであります。この事業は事業開始から6年目となりまして、平成23年度は20件の耐震診断に対する助成を実施いたしまして、これまで累計128件の方々に診断を受けていただいたところでございます。

次に、既存木造住宅に係る耐震改修工事に要する経費の助成であります。この事業は、過去の耐震診断受診者を対象に実施いたしましたアンケートの結果、耐震改修に要する費用が高額であることにより改修に踏み切れないという意見があったことを受けまして、平成22年度から耐震改修工事に対する助成を行っているものでございまして、今年度は5件、これまでの2年間で合計7件の耐震改修に対して助成を実施いたしました。

次に、都市計画道路の整備のうち、国の直轄事業であります、いかるがパークウェイの整備でございますけれども、当町の取り組みといたしましては、主に国はじめ関係機関との調整及び地元対応を行ってきたところでございます。事業の状況であります、稲葉車瀬区間では、白山神社南側付近において道路改良工事及び水路のつけかえ工事等が実施されました。また、国道２５号三室交差点から三室区間、五百井・興留区間についても計画検討を進めながら地元自治会や関係機関との協議が続けられています。また、事業予算の確保に向けた要望活動についても、国土交通省をはじめ、関係機関に対し積極的な働きかけを行っています。

今後も、安全かつ地域の利便性に配慮された計画となるよう、国としても早期に取りまとめが行われ、次年度以降においても、いかるがパークウェイ事業をより一層進めていただけるよう、国や県及び関係機関等の連携を図ってまいります。

次に、都市計画図の修正でございます。平成２３年度に市街化区域と市街化調整区域との区域区分及び用途地域に関する都市計画の変更が行われまして、この変更により都市計画図を修正して新たな都市計画図の作成と印刷を行いました。

そのほか、ＪＲ道路法隆寺駅南北自由通路の維持管理でございますけれども、安心かつ安全に利用いただけるよう、清掃管理や機械設備の保守点検に要する経費及び電気料金等の光熱費などの需用費関係の経費を支出しております。

次に、第２目公共下水道費であります。主要な施策の成果報告書の２３４ページであります。予算現額４億２６３万３，０００円に対して、決算額は３億８，７８１万３，８５１円となり、公共下水道事業特別会計への繰出金として支出をしております。詳細につきましては、公共下水道事業特別会計において説明をさせていただきます。

次に、第３目都市下水路費であります。主要な施策の成果報告書の２３５ページであります。予算現額２００万円に対して、決算額は１８０万６，０００円で、執行率は９０．３％となり、都市下水路５路線の浚渫作業を行い、適正な維持管理に努めました。

次に、第４目公園費であります。主要な施策の成果報告書の２３６ページでございます。予算現額１，７３８万３，０００円に対しまして、決算額は１，６１８万２，３０３円で、執行率は９３．１％となっています。主として、公園の維持管理費でございます。公園等に設置された遊具による事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者と公園施設の安全点検と保守点検業務も委託しております。平成２３年度は、遊具が設置されている公園・広場３５か所において専門業者への委託による安全点検を２回実施いたしました。これらの点検により、遊具

などの公園施設に異常等が見られた場合には、地元自治会等の要望を確認しながら、補修や更新または撤去等の対策を講じているところでございます。また、自治会等が管理をされます公園・広場において、自治会等により実施をされる遊具の補修、公園施設の整備等に要する経費に対しても補助を行ってまいりました。

本年は1自治会から1件の申請に対しまして7万円の補助金を支出し、整備を行っていただきました。

次に、第5目都市計画審議会費であります。主要な施策の成果報告書の237ページであります。予算現額18万円に対しまして、決算額は5万5,000円で、執行率は30.6%となっています。斑鳩町都市計画審議会を1回開催したことによる委員報酬として執行しております。開催した審議会では、役員選出のほか、当町の都市計画の現状に関する報告を行いました。

次に、第6目開発指導調整費でございます。主要な施策の成果報告書の238ページでございます。予算現額31万8,000円に対しまして、決算額は24万5,924円で、執行率は77.3%となっています。都市計画法等関係諸法令及び開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めております。また、違反広告物の撤去または屋外広告物許可申請に係る事務処理を行い、良好な景観の形成に努めております。

なお、昨年度同様、違反広告物の簡易除却については、委託による定期的な実施に加えまして、町職員のほか、住民ボランティアや環境推進委員の皆様方の協力も得ながら、除却活動を推進しております。今後も、住民と行政の協働によりまして、当町における違反広告物の迅速かつ確実な撤去について、なお一層推進に努めてまいりたいと考えています。

次に、第7目景観保全対策事業費であります。主要な施策成果報告書の239ページでございます。予算現額340万6,000円に対しまして、決算額は329万7,435円で、執行率は96.8%となっています。三塔周辺地域において、地域の農地所有者の協力によりまして景観形成作物のコスモスの栽培を実施することで、自然景観と歴史的景観が一体となった風景、景観の形成を図るとともに、観光資源の充実を図っています。法起寺や法輪寺周辺や西里地区など、5地区の方々にご協力をいただきまして、3万1,000平米において、コスモスの栽培を実施していただきました。

また、本町の良好な景観形成のため、斑鳩町景観計画の推進と周知を図るとともに、景観計画の適正な運用を図るため、斑鳩町景観審議会を設置いたしました。

また、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、4月に小学校の入学記念樹として

町の花サザンカの苗木を、そして11月の産業フェスティバルではガーデンシクラメンをそれぞれ配布をいたしました。

次に、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費であります。主要な施策の成果報告書の240ページでございます。予算現額4,265万1,950円に対しまして、決算額は304万6,345円で、執行率は7.1%でございます。平成23年度には南口広場整備に関する調査や基本計画案の見直しなどの検討を行いました。また、駅北口の5号線整備につきましては、権利関係者等との継続的な協議調整を行っております。

なお、駅南側の（仮称）法隆寺駅前線整備計画の見直しにつきまして、権利関係者の方との整備計画の調整が整わず、計画の見直しに伴う計画丈量図の変更を年度内に実施することができなかったことから、次年度へ60万円への繰り越しをもち出しております。

次に、第9目法隆寺線整備事業費であります。主要な施策の成果報告書の241ページでございます。予算現額162万5,000円に対しまして、決算額は7万2,242円で、執行率は4.4%となっています。未取得の事業用地は残り1件となっておりますが、地権者との任意交渉を重ね、できるだけ早く協力いただけるよう努力してまいります。

なお、用地取得について、地権者との交渉に進展がなく、事業用地に係る登記委託料及び不動産鑑定委託料につきましては、次年度へ150万円を繰り越しをしております。

続きまして、住宅費でございます。歳入歳出決算書の126ページで、主要な施策の成果報告書の242ページであります。予算現額861万5,000円に対しまして、決算額824万6,891円で、執行率は95.7%となっています。町営住宅において、快適な居住環境を確保するための維持管理に要するものが主なものであります。

今後とも、入居者が安心して暮らせる町営住宅として維持管理に努めてまいります。

以上が、第7款土木費の決算概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第7款土木費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の231ページの治水対策の推進ということで、水路の改修を行っていただけてますけども、この工事の簡単な概要とその後の状況について、お尋ねしておきたいと思います。

○飯高委員長 川端建設課長。

○川端建設課長　今回実施いたしました水路改修でございますが、法隆寺地区で２件、神南地区で２件行いました。特に法隆寺地区におきましては、たびたび小さな浸水、水があふれるというのがありましたので、一応バイパス管を１本、それから既存の水路が１本ありまして、そこへつないでバイパス管にするという形の工事を行いました。これによりまして、ことしにおきましても相当の雨が降っておりますねんけど、それが効果を発しているとは思いますが、浸水したということもない、現場も確認しておる状況です。

○飯高委員長　木澤委員。

○木澤委員　今、はっきり聴き取れなかったんですけど、浸水はしてないという、その後ですね。

○飯高委員長　川端建設課長。

○川端建設課長　はい、しておりません。

○飯高委員長　木澤委員。

○木澤委員　今、町のほうでも全体の計画は立てていただいておりますが、できる所からこうして取り組んでいっていただきたいというふうに思いますので、わかりました。また、計画の策定も一応、今年度为目标に進めていただいていると思うんですが、進捗状況とかというのはどんな感じですか。

○飯高委員長　川端建設課長。

○川端建設課長　今現在、現場で測量調査を行っております。これは多分、１２月までかかる大がかりな調査ですので、それを今現在進めてもらってる状況です。来年１月から３月にかけてその測量結果等をコンサル会社がまとめていくという形になると思います。

○飯高委員長　木澤委員。

○木澤委員　はい、わかりました。そうしましたら、２３２ページの既存木造住宅耐震診断の支援のところですが、それと改修もあわせてなんですけども、２３年度でこれ予算のときに設定していただいた枠いっぱい、いっぱいまで２０件と５件ということで実績が上がってきていますけども、これ、申し込みというんですか、耐震の診断と改修のほうは、この２０件と５件を超える状況ではなかったということですかね。

○飯高委員長　井上都市整備課長。

○井上都市整備課長　ちょうど、この耐震診断につきましても２０件の募集に対して２０件、２回目の広報もやりましたので、それでまた希望をされてきたということがございます。もう１点の耐震診断につきましては、当初の予定から補正をお願いいたしまして

5 件に、当初 2 件という予定でしたが、それ 5 件の応募がありましたので、補正をお願いして実施をしたということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。23 年度はオーバーしたけども、補正して対応をしていただいていると。

ごめんなさい、今年度の予算の枠というのはどうなっていますか。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 平成 24 年度につきましては、耐震診断が 24 件、耐震改修が 6 件でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら実績を踏まえて広げていっていただいているということで、理解しておきます。ただ、耐震化を全町的に進めていくのに、まだまだかなりの数がありますので、積極的に制度も活用していただく中で、また推進、頑張って推進していただきたいというふうに思います。

すみません、続きまして、235 ページの都市下水路のところは、これ、下水のところで聞いたほうがいいんですかね。これ、5 本工事していただけてますけども、工事内容というのはどういう形になってますか。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 5 本の都市下水路の中の土砂の浚渫作業ということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、ごめんなさい、何号と書いてるんですけど、それぞれの場所を教えてくださいんですけど。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 まず、3 号につきましては竜田公園より竜田の竜田工業がございまして、県道三郷斑鳩線の所を通りましてチサンマンションの 2 番館までの 212.4 メートルでございます。

そして 5 号都市下水路につきましては、同じく竜田川、三室山のちょうど北側から入りまして、ジャスコの東側を通りまして、同じくチサンマンションの 1 番館、3 番館まででございます。

そして、8 号につきましては、龍田 2 丁目地内でございまして、消防コミュニティセンターより上流になりまして、町営住宅の長田住宅のちょうど西側を通るルートでござ

います。

そして、9号都市下水路につきましては、中央公民館のちょうど上流になりまして、龍田の浄慶寺の所でございますけども、浄慶寺の北側までのルートでございます。

そして、12号都市下水路につきましては、興留7丁目になりまして、ちょうど北側の県道よりもちょうど東側の商店街の南北、県道大和高田斑鳩線からラポール、前にありましたラポールから下流に向いてエフワンのちょうど東側を通るルートでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 この土砂の撤去というのは、これ、毎年はされてないというふうに思うんですけども。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 毎年行っているルートと隔年で行っているルートがございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 どれぐらい効果というのか、ばっと降ったときに流れる水量が変わってくるかなと思うんですけども。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 数値で申すのが適切かどうかちょっとわかりませんが、15立米ほどの土があって、1回で土砂が出ているということです。上流部分、チサンマンションとかにつきましては、1回と言わず、数回も要望されている状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。できるだけやっぱりそら、都市下水路の水量をふやしていただくほうがスムーズに、水はけもよくなると思いますので、水路の改修とあわせてまた引き続き、これも必要なことだと思いますので、進めていっていただきますように、お願いしておきます。

そしたら、236ページの公園のことになるんですけども、この間いろいろ言わせていただいてきてますが、今持っている町有地の活用ですね、これまでも自治会から申し出があったときには使っていただいて構いませんよということで、町の見解も示していただけてますけども、なかなか自治会としても、じゃあ実際、草刈しないかとかいう問題があつていろいろ、なかなかその申し出もないのかなという中で、それでもやっぱり子どもたちの遊び場にはしてあってあげてほしいなというふうに思うんですが、町有地を開放して子どもたちが遊べるようにしていただくということについては、どんなものでしょうかね。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 町有地の、今、遊休地で残っている町有地の開放ですけども、確かに子どもさんがおられる何人の方は公園欲しいという方はおられると思います。大規模開発で団地で、公園のない、あるところはいいですけども、ミニ開発で建ったところで転入して来られて、公園ないなど、そういう方はおられると思います。また一方で、ここを公園にしたらずかましい、ボールが壁に当たる、窓に当たる、こういう苦情もあります。そんな公園なら要りませんよと、事実あるわけです。そこらで難しい問題があります。

そしてもう1点は遊休地、それ公園としても、今現在は公園として使っておってもほとんど使っておられないともあります。その公園は町にもう返しますよ、もう、町で何とかしてください、こういうことを言われます。また一方では、そういうところがあったらそれはもう財産処分して、やっぱり今、財政厳しいから、それはもう処分して現金に換えたほうがいいですよという考え方もあるわけですので、絶対的に、公園をするのは絶対的な方法であるとは考えておらないんです。やはりケースバイケースもございまして、その遊休地の場所にもよりますわね。例えば、全然、調整区域にある遊休地もあります。ここで公園をつくっても、その近所に全然子どもさんがおられなかったら遊びに来られませんので。今、よく今、質問者が言われている「公園が欲しい」。確かに欲しいと言われますけども、いざつくったら来られないという現実もあるわけなんですわ。そこらが悩ましいところで、全て公園にするという考えは持っておりませんので、そこらは全体を考えて、もし絶対的に、その地域で公園が必要だという場所からやっていかんと、例えば、三室休日診療所の裏側、あれも防災公園として町のほうでやっておりますけども、あこの団地もまた子どもさんが大分少なくなってきましたけども、お年寄りがちょっと憩いの場にしておられるということもありますので、そういう場所がありましたら、活用をしていきますけども、いずれにいたしましてもその地域性もありますので、ケースバイケースで考えていきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 町有、普通財産で持っている分については、活用をしてないような所を処分できるんやったら、処分というか、売却できるんやったらそれは売却していったいいと思うんです。そうじゃなくて、それまでの間とか、あと、周りに民家がないような所とかちょっとボール遊びをしても大丈夫な所というのもあるとは思っています。例えば遊具なんて設置していったりすると、町のほうも維持費等が結構かさんでくるかなというふうには思うんですけども、せめて草刈りはしてあげないと遊べないと思うんですけど

ども、手入をすれば、広場として遊ぶスペースになるかなと思いますので、全部が全部そういうふうにするべきやとは言いませんけども、やっぱり今、ケースバイケースで副町長がそういう活用の仕方もあるというふうにおっしゃっていただけてますのでね、住民さんのそういう要望にあわせて、そういう形で対応していただきますように、お願いをしておきたいと思います。

そしたら引き続いて、240ページですね。JR法隆寺駅の周辺整備なんですけど、北口のほうと南口のほうとで事業の進捗状況というものを、ちょっと確認をさせていただきたいなと思うんです。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 まず、北口のほうなんですけれども、312号線、いわゆる駅周辺整備では5号線と申しております、南北の町道の件なんですけれども、現在、東側で1件が残っているところに、ことしの2月なんですけれども、交渉に行きまして、一定こちらの補償等の関係等も説明いたしまして、こちらの関係についてはご理解をいただいておりますけれども、隣接地との土地の課題があるということで、それとあわせて何とか一遍に整理をしたいというお申し出がありまして、その返事を現在待っているところでございます。

あと、駅の南口の関係でございますけれども、昨年度、23年度におきましては、JR法隆寺駅南口の基本構想の修正業務ということで、平成21年と22年に地元の説明あるいは戸別訪問をいたしまして、いろいろご意見を頂戴いたしました。それに基づきまして、いろいろ町のほうも、そういう駅前広場あるいは進入のアクセス道路と呼んでおりますメインの道路計画について、修正について取り組んでまいりました。

今現在は、それらの成果を基に、今後、関係機関と協議をしていかなければならないという段階になってきておりまして、そういったところで、今、進捗というところでございます。

今、一番これ難しいのが、ちょうど南口の駅前広場といいますのは、東西に抜ける通過交通が発生ございます、今現在。それともう1点は、新しく南のほうからアクセス道路をもってくることにしまして、新たな通過交通が発生するということで、警察との協議について、以前の協議の中でもそういうところがありましたので、今現在どのような形で駅前広場の部分、修正はできてるんですけども、それをどういうふうに改善をしたらいいかというところを、ちょっと担当のほうでいろいろと関係機関協議に向けて調整をさせていただいていると、今はそういった状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、一定、修正をしていただいた大まかな案ができて、周辺の住民の皆さんには理解を得られているような状況やということですかね。そうか、それはまたこれからの説明の中でという話なんですか。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 まず住民の皆様にお示しする前に、やはり、特に交安との協議が整わないと、今つくった絵を持って行って、すぐにそれが住民の皆さんがそれぐらいならということで、ある程度、合意が図れたとしても、交安のほうでストップがかかるということもありますので、そういった関係機関との協議をまずは詰めていった中で住民さんへの対応というような手順になってくるということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 また、まとまりましたら担当の委員会にお示しされると思いますので、またそれを見せていただく中でいろいろこちらのほうとしても検討させていただきたいと思います。以上です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。木田委員。

○木田委員 成果表の228の中の生活道路の整備の中の橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託という中で、幸前から高安へ行く間に懸かっておる米寿橋の右岸側のここの町道とそして橋台とを結ぶ橋とのコンクリートとの間に緩衝剤というか、何かゴムみたいなパッキンみたいなものが5センチか何かぐらいの入っていると思いますねんけど、それが中心部のところで1メートルぐらい欠落して底が見えとるような状況なんですねんけども、それが原因かどうか知らんけど、それによって町道のコンクリートの擁壁がやっぱりひびが入ってきておるような状況で、それ放置しておいたら、かなりまた先になって、大がかりな工事をせないかんような感じになるのと違うんかなと思うので、一遍それを見ていただいて、そしてその急に補修せんならんのであれば、やはり早いこと少額の費用でできるものなら、やってもらいたいなということをお願いしたいと思います。

それと、それからずっと下流のほうにある高安西団地と高安とを結ぶ旧業平橋ですね、あれについて今までから質問させてもらったときでも、農業用のトラクターというんですか、今はあんな大きいトラクターやったらちょっと通られへんのか知らんけど、昔の耕運機みたいなのが通行するのに置いておいてくれとか言われてるというような返答をもらったと思いますねんけども、この耐震を考えた場合、あれで大丈夫なんかなというふうな心配ありますねんけど、それについてあれで大丈夫やと言わはるんやったらそれ

はそれで結構なんですけどねんけど、あれを見ても何か頼りないような橋に見えるねんけど、それについて、今のところどういうふうに考えておられるのか、今のままでそのまま置いておこうと思っておられるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 米寿橋が新しい橋できましたから、それは当然やっぱり郡山土木へ申し入れて、早く処置をしていかなければいかんと思います。ただ、業平橋等については、これはもう新しく米寿橋ができた段階で、それは郡山土木が撤去するという話でしたが、地元からそういうご要望があったと。だから、耐震がどうかというよりも、もう危険ですから、いうたら我々仮に頼みに行ったら、橋そのものがつけたらあかんど、必ずそうなるんです。ただやっぱり利便性を考えたら、橋をしますけども、やっぱり橋の橋脚の所にごみがたまったりいろいろとして水害が起こるという、やっぱりひとつの判断化してますから、できるだけやっぱりそういう点については速やかにそれは撤去するのが一番いいですけども、高安の自治会そのものがそういうことで申し入れがあるという中で、やっぱりこれもいずれそういうことも、危険性を絡んでますから、その話もやっぱりと地元でして、郡山土木とやっぱり協議をしながら撤去するのか、あるいはまたそのまま仮に使うとしたらどうするのか、やっぱり一応その危険性等を十分判断をしないとですね、もし万が一のことが起こった場合は、前から言っていましたやんかと、こうなってしまいますから。結果が起こったらもう必ず、今やっぱり一番問題はやっぱりそういう死者とあるいはこういうけが人が出たら、必ずそういう点については、すぐ速やかに県にしても国にしても対応をするんです。だからそういう点については、よっぽど注意をしなかったら、眼に見て危ないことは事実危ないですから、そこら辺のこともやっぱり十分対応をしていかなかったら、もう以前に残してほしいというご要望ですから、そのままでずっとこれがきてるんですけども、ある程度また地元と、郡山土木と話をしてやっていかんと、便利さは便利さですけど、いざ渡っているときにそういうことで亀裂が起こった場合は、やっぱりこれは大きな事故になりますから。そういう点について、もう一遍、郡山土木と協議したいと思います。

○木田委員 よろしく申し上げます。結構です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。伴委員。

○伴委員 225ページの真ん中の未登記道路の整理ですねんけど、これ毎年それを整理しておられますの。あと、これ未登記の道路で、どれぐらい残ってまんねやろ。

○飯高委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 未登記の状況でございますが、町道内にある未登記につきましては、平成6年度の調査及び22年度の見直し調査を行った結果により確認できた1,329筆を基準として整備をしております。平成6年から整備をしておりますねんけど、これまで、23年度、53筆を入れまして568筆が整理できたという状況です。基準から数字を受けますと42.7%が処理できたことになります。あと残りがまだ未整備という状況で残っておりますので、今後、計画的に整理を進めていきたいというふうに考えているところです。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今のお話でしたら、これ、約何年かかってますのやろ。平成6年から23年、これ15年以上かかってますわな。ほんで半分いかへんと。あと、これからいきますと、これはえらくかかりますなあ。このペースですつといかれるつもりでっか。

○飯高委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 この未登記でございますねけど、この未登記になった原因というのがそれぞれあるわけで、道路整備に協力できていただけただけで印鑑をもらえなかったとか、そういうのもありますし、相続等で過去の古い状態で放ったままで相続がそのまませずに放っておかれますと、かなりの人数がおられて、それも手がつけられないという状況のともありますので、それらの原因をひとつずつ解いていきながらやっていきますので、おのずとペースがおくれると。一応、23年度、52筆できたというのもありますねんけど、これにつきましては、ほとんどが隣接の土地利用に伴いまして、未登記のために支障ができるということで、全面的に協力を得てやれた分ということで見てもらえればいいかと思います。だから、町が決めてこの路線をやるとなったときには、なかなか進まないというのが現状です。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 いろいろな事情がありますねんやろうけど、非常に、遅なりや遅なるほど大変になる、そういうようなものやと思いますので、計画的にやっていただきたいとしかもう言いようがないような状態ですな。今現在で、未登記道路が発生するようなこと、今の事業で、工事で未登記ということはもう絶対ないでんな。

○飯高委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 最近の年代では、そういうみな登記できてますので、ふえている状況ではないです。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 それでは続きまして、２３３ページのいかるがパークウェイの整備促進ですねんけど、ちょっと確認させてください。一番、みんな、西のほうの住民が不安になっているのは、岩瀬橋の取り付けですね。結局、非常に今、素人が見たら物すごく段差があるような格好で、そしてそれが結局、取り付けられたときに相当な今の竜田川の町道との段、山みたいになるん違うんやろうかと。歩くのこれでいけるんやろかとか、雨降ったときどないなるんやろうかとか、そういうのがありますねんけど、そのあたりちょっともう一度ちょっと説明してほしいんですけど。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 今、ご質問の岩瀬橋の西詰めのちょうど町道５０１号線が交差している交差点の所だと思います。確かに計画高が今のできている橋から見ますと非常に高くなるというのは、印象があると思います。大体、岩瀬橋を渡った所を中心ぐらいで、１．２から１．３ぐらい上がってくるような格好になりまして、両側の町道５０１号線、竜田川沿いの道なんですけれども、南側で６％ぐらいの勾配ですりついていくと、北側で８％ぐらいですりついていくというような形で計画されておりまして、それで西側につきましては、ちょうど三室住宅のほうへ入る道、１本目の道ですね、あのあたりへ現道へすりつくような計画になってくるというふうに聞いております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 やっぱり１．２の高さは必ずできてしまうと、できるだけならかにしてくれはるというのはわかりますねんけど、もう１点、確認ですけど、今の状態で結局、今の３分の２の幅の橋の所を使えるようにしてくれはって、古い橋を落とさはると。今通ってる岩瀬橋を落とさはると。それから使いながら、それを広げてくれはる、そういう工程でしたな。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 はい、今、伴委員がまさにおっしゃっていただいたような形で、今の工事で、今のできている橋の部分をまず両側を取りつけまして、交通の切り回しをした後、旧の岩瀬橋を落としまして、残っている部分の橋台と橋梁を完成させていくという手順で工事が進められていくということでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 ほんなら、よう聞きますねんけど、ひとつには太子の里の野菜売ってくれているところありますわな。あそこから行こうと思ったら、そのときできているバイパスに上がって、私らのほう、三室交差点のほうに行くわけでっか。旧の所の、今の橋の手前に太

子の里ありまんもんな。あれからどう、こうなるのか、ちょっと非常に細かい話ですねんけど、結局、旧の橋だけぼんと落ちるわけでっしゃろ。ちょっとそのあたり、皆その辺疑問に思ってるまんねん。申しわけないんですけど、ちょっと教えてもらえまっしゃるか。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 今おっしゃっているような形で、太子の里販売所の所からちょうど今の現在の岩瀬橋の手前を右のほうへ曲がっていただいて、パークウェイに入っていて、橋を渡っていただくという形のルートに切りかえていくということでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今ちょっと雰囲気わかりました。あと、使いながら幅を広げてくれはると、橋脚といいますか新しい橋ですね。新しい橋は供用がしてから、まあ言えば幅をもうあと3分の1つけてくれはりまんねんやろ。それ、あんなごっついものを使いながらうまいこといきまんのかいな。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 もちろんあそこは非常に交通量も多い、非常に重要な路線でございます。あそこを止めていくということはできませんので、今先ほど申しあげました手順で、橋の交通の切りかえを行いまして、その後、旧の岩瀬橋を撤去して、残りの部分をつくっていくというふうに聞いておりまして、当然、そういった橋梁の専門家が設計してやる分なので、大丈夫だというふうに私は思っております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 非常にやっぱりそこで橋の歩道いうのを非常に心配しますねわ。それをまた幅広げるわけですから。そのあたり非常に安全確保といいますか、歩行者、そのあたりを今後注意してやっていただきたいと思います。

続ましてすみません。236ページの公園の補修の維持補修ですな、これ。維持補修のやつですねんけど、これ、だんだん、だんだん、金額下がってきてますねんわ。21年度これ見てみますと10件で81万円やったと。これが24年度4の26万円。23年度は1件の7万円と、しゅっとこうなってるまんねんけど、これは何ででっしゃろ。

○飯高委員長 井上都市整備課長。

○井上都市整備課長 この公園の施設管理の中で、公園の点検作業というのをはじめさせていただいて、その都度、自治会とも協議をいたしまして、当初段階では、やはり修繕

を要するようなものが結構出ておりまして、その部分では非常に多かったということで
ですね。もう１点は、平成２２年度までは地域の自治会の方々が日常的な管理ですね、
草刈りとかあるいは剪定、清掃といった部分について、とあわせて遊具等の管理もして
もらってたわけなんですけれども、平成２３年度から町有地にある公園につきましては、
一応、地元では日常の清掃とか草刈り、剪定とかというような作業をお願いし、公園・
広場における遊具ですね、遊具とか施設、フェンスとかありますけれども、そういった
ものにつきましては町が管理をしていくということで、協定書を締結して管理するよう
に移行することといたしました。

こういうことから、一応、平成２２年度にそれに先立ちまして、全町的に公園・広場
の遊具の更新を行うということで、２２年の１２月議会におきまして補正をいただきま
して、いろいろ自治会とのご意見もお聞きしながら、その補正をいただきました金額に
つきましては、次年度、２３年度に繰り越しをいたしまして、４月の段階で公園の遊具
の補修とか撤去とか、いろいろ自治会と協議した内容に基づきまして整理をしていった
ということで、２３年度につきましては、その公園維持管理に関する補助金が、交付件
数が減っていったということでございます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○飯高委員長 これをもって第７款土木費についての質疑を終結いたします。

続きまして、認定第７号 平成２３年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、認定第７号 平成２３年度斑鳩町公共下水道事業特別会
計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

認定第７号

平成２３年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別紙のとおり提出し、議
会の認定を求めます。

平成２４年９月４日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、決算の概要についてご説明を進めさせていただきますが、申しわけござい

ませんが座って説明をさせていただきます。

それでは、斑鳩町の公共下水道事業につきましては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に整備区域の拡大と供用開始区域の水洗化促進に努めているところでございます。

公共下水道の供用開始の状況につきましては、前年度３，９４２戸から３４０戸増え、４，２８２戸のご家庭で利用可能となっております。そのうち、本年度、２２３件の継続申請を受け付け、２，４６７件の皆様にご利用いただいている状況でございます。

それでは、平成２３年度の公共下水道事業の決算状況についてご説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書の３３４ページ及び歳入歳出決算書の１８２ページをお願いいたします。

決算及び決算収支の状況では、歳入総額１２億１，４２７万円、歳出総額も同額の１２億１，４２７万円となり、歳入歳出差引額はゼロでございます。

なお、翌年度繰越額もゼロでございます。

次に、主要な施策の成果報告書３３５ページ、歳入決算の状況についてでございます。

第２表 歳入決算の内訳で、分担金及び負担金では公共下水道加入負担金が２，２３０万円、使用料及び手数料では公共下水道利用者の増加により前年度より７９４万２，０００円増の８，８８４万４，０００円となりました。国庫支出金では、通常的面整備工事に加え、稲葉汚水幹線工事及び岡本の汚水幹線２工区の主要な幹線工事に取り組んだことから、前年度より４，２０５万円増の３億３，２０５万円となりました。

次に、繰入金では元利償還金の増に伴い、前年度より１，７５２万３，０００円増の３億８，７８１万４，０００円となりました。

次に、町債では国庫支出金と同様の理由により、前年度より３，３１０万円増の３億７，６１０万円となりました。

次に、主要な施策の成果報告書の３３６ページ、歳出決算の状況では、公共下水道費で前年度より９，７８７万７，０００円増の７億９，５８７万４，０００円、流域下水道費では前年度より１，１９５万１，０００円減の６１８万６，０００円、公債費では前年度より４３８万５，０００円増の４億１，２２１万円でございます。

次に、歳出につきまして各科目別にご説明を進めさせていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書３３７ページ及び歳入歳出決算書の１８６ページをお願いいたします。

第１款公共下水道費、第１項下水道管理費、第１目下水道総務費でございます。決算

額 3, 900 万 1, 196 円で、執行率 97. 9 %、主な内容といたしましては、人件費に係るものでございます。

冒頭にご説明いたしましたとおり、今年度は 223 件の下水道接続申請を受け付け、累計 2, 467 件で供用人口 1 万 1, 580 人に対し、接続人口が 7, 213 人となり、水洗化率といたしましては前年度の 61. 7 %から 62. 3 %となったところでございます。また接続の支援策として設けております排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度の利用件数はなく、また、この制度を利用され返済を完了された方からの利子補給申請件数は 12 件で、利子補給額が 34 万 967 円となっております。

次に、主要な施策の成果報告書 338 ページ、第 2 目施設管理費の決算額は 4, 504 万 970 円となり、執行率 94. 4 %となりました。主なものには、流域下水道維持管理負担金として 4, 049 万 1, 320 円を支出いたしております。これは流域下水道センターへ支払いいたします汚水の処理費用で、一般排水で 1 立方メートル当たり 58 円 80 銭の処理費用を支出いたしたところでございます。

次に、主要な施策の成果報告書 339 ページをお願いいたします。

第 2 項下水道新設改良費、第 1 目管渠等新設改良費では、決算額 7 億 1, 183 万 1, 554 円となりました。公共下水道の整備では、神南 3 丁目、4 丁目、稲葉車瀬 1 丁目、2 丁目、龍田西 6 丁目、龍田 2 丁目、3 丁目、龍田北 2 丁目、法隆寺西 3 丁目、服部 1 丁目、興留 4 丁目地内の約 11 ヘクタール、延長で約 4 キロの面整備を行いました。

また、町の主要な管渠では、平成 22 年度から平成 23 年度にかけ、2 か年継続事業として稲葉車瀬 1 丁目地内におきまして、稲葉污水幹線の築造工事に取り組み、延長で約 500 メートルを完了いたしました。また、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 か年継続事業として、法隆寺南 2 丁目から高安西 1 丁目地内におきまして、約 1, 300 メートル、1. 3 キロメートルの岡本污水幹線 2 工区に着手し、平成 26 年 3 月 10 日の完成に向け取り組んでいるところでございます。次に、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援では、3 件の補助を行い、累計 33 件となったところでございます。

次に、施策の成果報告書 340 ページ及び歳入歳出決算書の 188 ページをお願いいたします。第 2 款流域下水道費では決算額 618 万 5, 970 円となり、県が実施する浄化センター等の整備事業に対しまして、市町村負担割合に応じて支出いたしたところでございます。執行率は 85. 6 %でございます。

次に、第 3 款公債費、第 1 項公債費、第 1 目元金では決算額 2 億 3, 159 万 9, 155 円、第 2 目利子では決算額 1 億 8, 061 万 1, 115 円となりました。平成 23

年度末の起債残高は、前年度末より１億４，４５０万１，０００円増の８１億５，２４０万２，０００円となったところでございます。

今後も下水道整備を着実に進め、普及及び接続の向上を図るとともに、健全な下水道経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第７号 平成２３年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りまして、何とぞ原案どおりご認定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○飯高委員長 公共下水道事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 予算決算、決算の資料として下水道の中長期の推計表をつけていただいているんですけども、これを見せていただくと平成４４年から国庫補助金がゼロになってますけども、この国庫補助の関係というのは。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 現在、計画区域につきましては、平成４３年度に工事を完成する目標で整備を進めておりますので、平成４４年からは工事費については計上いたしてないと、国庫補助金もないということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。あと、以前に出していただいた推計表の中で、整備面積掲載していただいているんですけども。今回見たら載ってませんけども、水洗化率とか普及率についてはパーセンテージで示していただけてますけども、面積的な進捗で見ますと、当初から比べると積極的には進めていただいているなというのは姿勢としてわかるんですが、実際のところはどんな形なんですかね。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 現在、供用を開始しています水洗化率につきましても人口ベースでやっております。そして、この普及率につきましても人口、何人の方が使えるかという形でこのパーセンテージであらわしていただけてますので、ちょっと整備面積については、面積と水洗化率が合わないところがありますので、面積については記載してないところでございます。

進みぐあいでございますが、鋭意努力をいたしておるところでございますが、何分、国庫補助金の予算計上等もございますので、その中で効率的な整備を目指して、平成43年の完成に向けて鋭意努力いたしているところでございます。

○木澤委員 いいです。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

小林委員。

○小林委員 すみません、340ページの流域下水道の整備促進についてですけれども、ここにも市町村負担の割合に応じてと書いてありますけれども、管渠築造、建設、舗装、環境によっていろいろ市町村の割合は違いますけれども、この割合は変わることはあるんですか。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 流域下水道の建設負担金につきましては、第1処理区の按分につきましては、負担率が0.039という形で変わっておりまして、3次処理区、生駒郡と生駒市で按分する形のものにつきましては0.241という形で覚書で決まっておりますので、計画人口が変わったときには第一処理区内での按分の変更はございますが、それ以外の変更はないという形でございます。計画人口ですね。人口の見直しを平成22年度にやりましたが、そのときには按分率は当然変わってきますので変わりましたが、それ以外の分での按分率は変わらないということで、よろしくお願いいたします。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 勉強になりました。あともう1点なんですけれども、平成23年度までにおいて、公共ますをもう設置させないという方がおられるのかどうかについてお聞かせいただきたいのと、また、そういう方がおられた場合には、町としてはどういう対応をとられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 現在、平成4年から工事を始めまして、公共ますの設置を拒否されたという方は2名、おふた方おられました。そのうち1名につきましては、世帯主さんが変わったもしくは世代を交代されたということもあるんでしょうけども、後になって公共ますをつけてほしいという形で要望をいただいたところでございます。

そして残り1件につきましては、最近整備を進めたところで、もう関係ないよという形で話を聞いていただけないというところが1件ございますけども、それにつきましては今回の整備の工事につきましては、公共ますは設置いたしません、その後、要望な

りまたは協議に応じていただけるのであれば、またそのときに協議をしていきたいという形で考えているところでございます。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 すみません、そのときにその自治会に工事をしたときに一緒にやってもらったらそのときで1回で済んで、税金の投入も少なくなるんですけども、その方の都合でそのときはしません、でもその後でしてくださいとなるのは、なったときにそれはまた税金でこっちでやるというのはちょっとおかしいのかなと今考えますのでね、そのときにももちろん担当課としては言っていたいたんでしょうけれども、持ち主が変わるか当事者の考えが変わるかによって、また後々またその地面を掘るというのは、それはあんまり周りの方のご理解をいただけないのかなとは思うんですけども。

○飯高委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 町といたしましても、やはり拒否されてる方につきましては、なかなか申し出があつてすぐに設置するということはなかなかしづらいことと思っております。また、解決した1件につきましても、言うて来られたときに、なかなかそのときには当時できなかったという話もする中で、ずっと協議を行ってきた経緯はございます。

ただし、やはり過ちというかそのときの思いと違う、変化されたということも中にはございますし、生活の有する権利または環境を少しでもよくするという事で、目的の達成のために、そのときに適宜判断していきたいと考えているところでございます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、公共下水道事業特別会計に対する質疑をこれで終結をいたします。

これをもって、都市建設部・上下水道部に係る決算審査を終わります。

本日はここまでとし、これにて散会いたします。

明日は午前9時から再開し、引き続き審査することといたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

(午後4時34分 散会)